

「英国最新保険判例にみる解釈原則と判例開示 – Carbis Bay Hotel Ltd & Anor v American International Group Ltd [2025] EWHC 1041 (Comm) (09 May 2025) –」

森 明
海損精算人
Akira Mori MA
Average Adjuster

序言(Abstract):

本件は 2025 年5月9日に英国の高等法院商事法廷で言い渡された最新の COVID-19 に因る事業中断保険金請求訴訟である。但し、これは英国に7ヶ所ある高等法院の支所(In the High Court of Justice, Bristol Business & Property Courts, Circuit Commercial Court (KBD))で審理された事案である。

英国政府は、COVID-19 感染症の感染拡大防止のため、事業所の閉鎖要請や COVID-19 感染症を届出疾病とすること等、一連の措置を実施した。原告である保険契約者は、これらの措置の結果、損失を被り、事業中断保険の感染症拡張担保条項に基いて請求を試みた。この条項は、「政府又は地方自治体の命令、助言、又は協定」に基つく「あらゆるヒト感染症又はヒト伝染病(後天性免疫不全症候群(AIDS)又は AIDS 関連疾病を除く)」による閉鎖を補償する内容だった。保険契約では「疾病」は特定の疾病の限定一覧を指すと定義されており、COVID-19 感染症は含まれていなかった。裁判所は、感染症拡張担保条項に於ける「疾病」という語が保険契約で定義された特定の疾病に限定されているか否かを判断するよう求められ、これを「限定するものである」と保険者有利の判断を行なった。

本件は同種の実例、例えば The Financial Conduct Authority & Ors v Arch Insurance (UK) Ltd & Ors [2021] UKSC 1 (15 January 2021)*とそれに続く諸判例(別添資料参照)とどのように異なるのか、亦、本件の持つ意味は何かについて概説する。

尚、本件の翌月に同支所で公開日時指定判決(Embargoed Judgment)違反事案の判決が言い渡されたので、判例を含む「適時の情報公開の必要性」につき解説する。それに関連して我が国の判例や情報の一般公開は英米に比較して極めて遅いので、今回これは可及的速やかに改革すべきである云う筆者の持論の根拠となる「証拠」を開示したい。

重要な文言(Keywords):

事業中断保険／網状因果律(Business Interruption Insurance / Net of Causation)、不利解

釈原則(Contra Proferentem Rule)、公開日時指定判決(Embargoed Judgment)

*この事件については下記拙稿を参照されたい。

「COVID-19 と事業中断保険 – [2021] UKSC 1 FCA BI Test Case –」

保険学雑誌 第 658 号 pp. 65-92 2022 年9月 30 日(公開日 2023 年 3 月 30 日)

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsis/2022/658/2022.658.69/_pdf/-char/ja

I: 本件判決の概要 (Summary of Judgment)

中立引用番号: [2025] EWHC 1041 (Comm)

事件番号: CC-2023-BRS-000017

Bristol 高等法院 事業・財産裁判所 巡回商事法廷(王坐部)

Bristol 民事・家族司法部

2 Redcliff Street, Bristol BS1 6GR

2025 年 5 月 9 日

担当判事: HHJ Russen KC (高等法院判事)[報告者註: Call 1986 Silk 2010]

当事者: (1) Carbis Bay Hotel Ltd (2) Atlantic Bay Hotel Ltd 原告

- および -

American International Group Ltd

(同社及び保険証券 P/CCK/10759 に加入している全ての引受人を代表して) 被告

原告側法廷代理人: Simon Howarth KC (Loney Stewart Holland の指名)

被告側法廷代理人: James Brocklebank KC (instructed by Kennedys Law LLP の指名)

審理日(公判開催日): 2025 年 4 月 23 日

判決草案配布日: 2025 年 4 月 30 日

判決言渡し日: 2025 年 5 月 9 日

承認された判決の HTML 版

©国家著作権

この判決は、当事者又はその代理人に電子メール(e-mail)で回状され、国立公文書館に公開されることにより、2025 年 5 月 9 日午前 10 時に遠隔で言い渡された。

HHJ Russen KC:

序文(Introduction)

1. これは、原告が事業中断損失の回復を請求する「複合商業」保険証券('Commercial Combined' insurance policy)(以下「保険証券」)に基付き関連危険を引き受けた Covea Insurance(以下「保険会社」)の代表者として、及び AIG 自身の権利として、被告(以下「AIG」)に対して原告が提起した民事訴訟規則第 8 部請求を決定する本官の判決である。

筆者註: 'Commercial Combined' insurance policy を「複合商業」保険証券と訳したが。これは(英国と)日本で販売されている同種の証券の名称が、事業活動包括保険、事業活動総合保険、事業賠償・費用総合保険等々と各社で異なるので、便宜直訳を用いた。

「民事訴訟規則第 8 部請求」では、原告は、実質的な事実上の争いがないと思われる問題について裁判所の宣言を求める場合、第 8 部手続を利用することが出来る(民事訴訟規則第 8 部 1(2))。

2. 本件請求に関する残された判断事項は、本保険の事業中断条項(以下「BI 担保」)が、新型コロナウイルス感染症(以下「COVID-19」)の感染爆発への対応として政府が課した制限措置の結果、原告が 2020 年 3 月 26 日(遅くとも)から 2020 年 7 月 6 日迄の間に事業を停止したことで被った損失を補償する範囲に適用されるか否かである。当該「外出禁止」("lockdown")により、原告の宿泊施設やその他の休暇用施設、又は営業用宿泊施設が当該期間中に全部又は一部閉鎖されたため、顧客が減少する事態となった。

3. 2020 年 3 月 5 日、COVID-19 は England(保険証券に基付く事業所は全て Cornwall にある)で届出義務のある疾病とされた。これは、2019 年 8 月 2 日の保険証券開始から約 7 か月後のことであった。

4. 保険金請求によって提起された他の問題は付随的なものであったが、本質的な問題は、Covid-19 が BI 担保の「感染症」拡張(「ID 拡張担保」)に該当するか否かである。

5. 本件請求申立書面(Claim Form)に記載された本保険証券の意義と効果に関する他の 2 つの争点については、其の後、両当事者間で合意が成立した。保険会社は、本件訴訟に於いて、当該保険証券が複合保険証券(a composite policy)であり、各原告が夫々別個の利益を有することを承認している。保険会社は、本保険証券が BI 担保に基付く請求に該当する場合、各原告は夫々 £100,000 を上限とする補償を受ける権利を有することを承認している(損失の証明を条件とする)。

事件の経緯(Background)

6.
.....

10. これらの出来事により、原告らは(遅くとも)2020 年 3 月 26 日から 2020 年 7 月 6 日に営業を再開する迄、事業の運営を妨げられた。営業再開後も、対人距離・十分な対人距離(Social Distance)の規制や措置により事業は依然として妨害を受けており、それに応じて収益と収益性は減少した。

11. 彼らが被った損失は、保険証券で定められた補償限度額(各)£100,000 を大幅に超えると言われている。

12. 2020 年 5 月 18 日から 21 日に掛けて、原告の保険仲立人である Aston Lark Ltd は、事業中断による損失について、本保険証券に基付く保険金請求を行なった。この請求は、保険証券を管理していた Pen Underwriting 社(保険会社の代理人)宛てに提出された。

原告の保険仲立人と保険会社の代理人について以下参照：

<https://www.howdengroup.com/uk-en/aston-lark>

<https://www.penunderwriting.co.uk/>

13. 2020 年 5 月 29 日、Pen Underwriting は Aston Lark に対し、保険金請求を拒絶する決定を通知した。保険会社の見解は、COVID-19 は BI 担保の対象となる疾病ではないというものであった。

報告者註：これは英国の保険判例で、保険契約者の保険仲立人と保険者の損害査定代理店の交渉内容が明らかにされた珍しい事例である。通常は、これら「事実」は証憑書類として法廷代理人が作成する準備書面の一部に含められるものであるが、今回は冒頭にあるように「民事訴訟規則第8部訴訟」であるので、態々明示したものと思われる。

英国では、仲立人が二人立つ海運業界の傭船契約の締結と同様に、企業物件の付保には保険契約者と保険者に夫々保険仲立人を立てることが多い。亦、本件のような一般事業会社の保険処理は、契約者は保険仲立人に付保と保険金請求業務を相談(又は一任)し、亦、保険者は社内で行なう場合もあるが、本件のように専門業者に外注することが一般的である。

報告者は 1981 年～1982 年に米国の Johnson & Higgins NY と Wm Elmslie & Son, London で研修した。前者は 1845 年創業の「保険仲立人兼海損精算人」で、船主と荷主の依頼で保険仲立人として業務を行なうと共に単独海損と共同海損の精算業務を行っていた。後者は 1844 年創業の「海損精算人」であるが、英国の他所と同様に保険仲立人業務を兼営していないので、精算(決済＝保険金請求)事務のみである。同所は日本の新和海運(株)が救助業者 N.V. Bureau Wijsmuller の過誤を訴えて勝利した「東城丸」事件[1972] A.C. 242 の荷主 Royal Dutch Shell plc 側の損害査定(＝保険金請求事務)代理人であった。

14. Pen Underwriting の説明は次の内容であった。

「この保険は、COVID-19 を含まない、特定の定義された疾病一覧に関して機能するように設計されています。

最近の法改正により、COVID-19 が届出感染症(notifiable infectious diseases)の一覧に追加されました。届出感染症とは、特定の疾病を関係当局に報告することが法的に義務付けられていることを意味します。

お客様から、COVID-19 が重症急性呼吸器症候群（SARS）と同じものか否かという問い合わせがありましたが、関係する公衆衛生規制によれば、COVID-19 は重症急性呼吸器症候群（SARS）とは異なる別の報告対象疾患であることが確認出来ます。」

The Policy(本件の保険証券)

18.

.....

22. 保険証券の「*保険証券について*」条項には次のように記載されている。

「各条項には、その条項に固有の用語、定義、条件、除外が含まれる場合があり、それらは保険証券の定義、条件、除外と併せて読む必要がある。」

23. BI Cover に固有の定義条項は次のように始まる。

「条項定義”(Section Definitions)

これらの定義は、特に明記されていない限り、これらの単語又は成句が大文字で表示される場合、この条項に適用される。

24. 「疾病」(小文字の「d」と大文字の「D」の両方)という用語が、本保険の他の部分(保険約款の賠償責任条項)で使用されている。併し、ID 拡張担保に於いては、この用語は(BI 担保に特有の定義条項により)以下のように定義されている。

”疾病”(Disease)

急性脳炎、急性感染性肝炎、急性髄膜炎、急性ポリオ、炭疽菌、ボツリヌス中毒、ブルセラ症、コレラ、ジフテリア、腸チフス又はパラチフス、食中毒、溶血性尿毒症症候群(HUS)、感染性血性下痢、侵襲性 A 群連鎖球菌感染症、レジオネラ症、ハンセン病、マラリア、麻疹、髄膜炎菌性敗血症、お多福風邪、黒死病、狂犬病、風疹、SARS、猩紅熱、天然痘、破傷風、結核、チフス、病毒性出血熱(VHF)、百日咳、黄熱病の何れかに罹患したことを意味する。

25. これは 33 の疾病の一覧である。これが限定的一覧・事前に決められていて変更不可能な一覧(a closed list)であることは疑いの余地がない。「含む」ではなく「意味する」という表現が用いられている。従って、この一覧に含まれるのは一覧に挙げられている疾病のみであり、COVID-19 はその中に含まれていない。

AIDS(後天性免疫不全症候群)

27.

.....

28. 本官は弁護士とのやり取りの中で進んで意見を表明したように、除外規定そのものの根拠や効果の分析、つまりその正当性やそれがどのように機能するかについては全く関心がない。除外規定が存在することに疑いの余地は無く、それが何を意味するかについて議論の余地は殆ど無いと思われる(本官が悩む必要のある議論など先ず無い)。従って、疾病の発生による事業中断に対処するこの種の保険証券に於いて、(除外規定の対象となる)事業主が例外規定によって生じる危険を最小限に抑えるために講じることが出来る实际的又は合法的な措置があるか否かについて考えることは無関係である。同様に、事業閉鎖がこの除外対象の危険から生じたと保険会社が述べた場合の立証問題についての憶測も無関係である。

.....

34. 下記 FCA 対 Arch 事件からも明らかなように、其の他の事業中断保険は、届出義務のある疾病、即ち管轄地方自治体が届出義務を定めた疾病を補償対象とする場合がある。**AIDS は届出義務のある疾病ではない。**

<https://www.gov.uk/guidance/notifiable-diseases-and-how-to-report-them#list-diseases> を参照。

.....

39. 従って、上記の(iv)点(及び(v)点)に関しては、解釈の工程は事後的な「知恵」(the “wisdom” of hindsight)によって適切に影響を受けるべきではない。「**解釈の目的は、当事者が何に合意したかを特定することであり、裁判所が、当事者が何に合意すべきだったと考えるかを特定することではない。**」これは、**明示的に想定されていた種類の保険危険(感染症による事業閉鎖)が、保険証券開始時には知られていなかった疾病の形で現れ、保険証券開始日以降に初めて届出疾病となった場合に重要である。**

40. FCA 対 Arch 事件に於いて、判事らは[77]で、合理的且つ情報に精通した者が保険証券の意味をどのように理解するかを判断するためのこの検討方法は、「**保険証券の文言全体を綿密な文言分析にかけるような学術的弁護士**」ではなく、一般的な保険証券者と同じように保険証券を読むことを伴うものであると明確にした。保険証券者は「**契約締結時に、どのような補償を受けるのかを理解するために、保険証券を誠実に読み通したと見做される**」のである。

41. **学術的弁護士と一般の保険証券者との対比**は、後者が前者のように、保険証券の別の条項に於ける一般的な免責条項の真ん中に「**埋もれ**」(“buried away”)、事業中断損失の補償を扱う条項から 55 頁ほど離れた箇所に現れる免責条項を適用しようとする意欲を共有することを期待するのは合理的でも現

実的でもないという点([78]で言及)に言及することによって為された。**衡学的弁護士の理解や分析の基準を採用すると、Arnold v Britton**(上記 38(3)項参照)に於ける、保険証券の通常且つ自然な意味から大きく逸脱した点(「巧妙な点」(“clever points”)とも言える)を探すことの禁止規定が損なわれることになる。

.....

53. 原告は、必要であれば、***the contra proferentem rule***(約款作成者不利解釈原則)に依拠することで、自らの請求を成功させる権利があると主張している。Lewison 著作(前掲書、7.67 段落以降)を参照すると、「商事事件に於ける約款作成者不利解釈原則の格言、即ち解釈規則は、仮に残っていたとしても、骨格のみが残っている」(*Multiplex Construction Europe Ltd v Dunne* [2017] EWHC 3073 (TCC); [2018] BLR 36 に於ける Fraser 判事の見解)こと、又、この規則は「**文書の解釈に関しては、正に最後の砦であり、敗北を認めたのも同然である**」(*BNY Mellon Corporate Trustee Service Ltd. v LBG Capital No.1 Plc* [2016] UKSC 29, [2016] Bus LR 725 の Lord Neuberger の見解)ことが分かる。従って、約款作成者不利解釈原則は、**Arnold v Britton** で要約されている契約解釈を実行したにも拘わらず、矛盾する意味のどちらが正しいかについて裁判所が結論に達することが出来ない場合にのみ適用される。

報告者註: *the contra proferentem rule* のような羅典語の法諺(Latin legal proverbs / Latin maxims)については英米法では海上保険を始め約款解釈では不可欠の成句であるので纏めて後述する。

54. 従って、約款作成者不利解釈原則は、**冗語の推定**(*the presumption against redundancy*)よりも更に軽いことは明らかである。この規則が機能するのは、*Arnold v. Britton* 事件や関連判例で示された検討方法を検討したにも拘わらず、裁判所が契約文言の解釈に依然として困惑するという、極めて稀な事案に限られるが、そのような事案に於いて、勝敗を左右する場合だけである。

原告の主張(The Claimants' Case)

55.

.....

66. この点について、原告代理人は、*Bellini (N/E) Ltd v Brit UW Ltd* [2023] EWHC 1545 (Comm); [2023] Lloyd's Rep. IR 573 に於いて高等法院副判事を務めた **Ms Clare Ambrose** の意見に注目するよう本官に求めた。*Bellini* 事件も又、新型環状ウイルス感染症の感染爆発による事業中断に起因する損失に関する保険請求に関するものであった。裁判所にとって争点は、これらの損失が保険証券上の「損害」に該当するか否かであった。被告保険会社は、FOS (Financial Ombudsman Service) の判決を根拠として、該当しないと主張した。判事はこれらの判決について次のように述べた。

[28] 被告は、英国的金融申訴専員服務機構が同様の問題を取り上げ、一見同一の文言に基付いて、それを非損害条項として扱うことを拒否した決定に言及した。本官はこれらの判決に、法的権利ではなく公正且つ合理的な判断を求めたため、限定的な重みしか持たないと判断した。これらの判決は、合意された事実関係を裏付け、第 8.2.6 条が例外的、誤り、又は例外的な文言ではないことを示した点で、ある程度の安心感を与えるものであった。

報告者註:この事件を担当した副判事 Ms Clare Ambrose は 2018 年から副判事を拝命しているが勅選弁護士ではない。これは極めて異例。併し、彼女は海事・商事業界では大変人気のある(即ち、公平・公正な判断する)仲裁人である。London Maritime Arbitration (4th edn, Informa 2017)の共著者。今迄に 300 件以上の仲裁案件を手掛けた由。噂では調停件数はその数倍とのこと。

<https://www.twentyessex.com/people/clare-ambrose/?pdf=243>

被告の主張(The Insurers' Case)

68.
.....

72. Mr Brocklebank の包括的な主張の中核は、最高裁判所が *FCA 対 Arch 事件*で述べた如何なる記述も、定義された用語「疾病」を放棄し、BI 保険の範囲を決定する際に全くその意味を持たなくすることを正当化するものではないという根本的な点であった。[保険証券の解釈過程に於いて銜学的な解釈に拘る弁護士\(pedantic lawyer\)を脇に置くことは、その解釈が如何なる法的規律からも解放されることを意味するものではない](#)。Mr Brocklebank は、*Brian Leighton Garage 事件*に於ける Popplewell J の判決(上記第 43 段落)に言及し、近因の概念に関する広範な引用文献[23]~[27]に注目した。これらの引用文献は、当事者の推定される意図を判断する上で依然として関連性を有していた。

.....

決定と理由(Decision and Reasons)

84. ID 拡張担保に関する保険会社の解釈は正しいものであると本官は判断する。

85. この決定を支持する本官の論拠は、Mr Brocklebank の議論の本質的な根拠に基付いているが、次の通りである。

(1) 原告の主張は、感染症の担保を限定的一覽方式から完全に変更可能(open)な方式へと転換する効果を持つ。実際、ID 拡張担保は、(随時)届出義務のある疾病に迄担保が及ぶという前提で保険証券を結ぶ場合よりも、より変更可能なものとなる。これは、保険会社が明らかに同意した引受提案と

は大きく異なる。

.....

(9) 彼らのより広範な結論に同意するが、本官の判断では、ID 拡張担保条項の文言の通常且つ自然な意味は、それが COVID-19 に関しては適用されないということである。裁判所が、反対の結論を支持するために、最後の手段に訴えて **作成者不利解釈規則** に頼る正当な理由はない。

最終判断(Disposal)

86. 従って、本官は民事訴訟規則第 8 部請求によって提起された質問に次のように回答する。

「本保険の真の解釈によれば、事業中断条項の感染症拡張に於ける「あらゆるヒト感染症又はヒト伝染性疾患(後天性免疫不全症候群(AIDS)又は AIDS 関連疾患を除く)」という成句に現れる「疾患」という言葉は、事業中断条項の「疾患」の定義に記載されている特定の疾患(新型コロナウイルス感染症は含まれない)に限定されると理解される。」

87. この判決は、当事者の法廷代理人に電子メールで遠隔的に伝えられ、国立公文書館に転送・上传される。上诉人が CPR 52.12 に基づく通知を提出するための時間を確保するため、判決は延期される。原告が控訴許可を求める場合(本官が許可を与えるか拒否するかに拘わらず)、本官は、この判決に基づく結果的事項について審理又は書面による決定後、そのような通知を提出する時期に関する指示を命令で発する。**当事者には決定前に合意可能な結果的事項について合意に達するよう努力するようお願いする。**

BAILII: URL: <https://www.bailii.org/ew/cases/EWHC/Comm/2025/1041.html>

報告者註: 末尾にある「上诉人が CPR 52.12 に基づく通知を提出するための時間を確保するため、判決は延期される。原告が控訴許可を求める場合(本官が許可を与えるか拒否するかに拘わらず)、本官は、この判決に基づく結果的事項について審理又は書面による決定後、そのような通知を提出する時期に関する指示を命令で発する。当事者には決定前に合意可能な結果的事項について合意に達するよう努力するようお願いする。」について補足説明する。これは後述する「判決草稿」のようなものであることを示している。即ち、当事者が同意すれば「判決」となる。

以上が本件判決の主要部分である。これは 2013 年6月から無料公開されて来た Civil Litigation Brief by Gordon Exall の判例紹介の方法を模倣したものである。これは筆者のような英法の研究家には格好の情報提供元であった。特に、英国に於ける証人証拠の作法、専門家証言の落とし穴、訴訟手続の罨、訴訟に纏わる誤解や俗説について、生のそれも最新情報を提供すると云うものであった。乍然、2025 年6月 10 日から「有料公開」となり、以前の解説記事と判例抜粋の本文を読むにも課金が必要となった。筆者は重要な記事は HTML→Word に変換して保存していたが、これは極めて残念な出来事である。現在はこの種の判決を点検するには自身で BAILII(British and Irish Legal Information

Institute; since 5 April 2000) [https://www.bailii.org/] や Find Case Law - Judgments and decisions since 2001 [https://caselaw.nationalarchives.gov.uk/], 或いは判例紹介の記事を数多く発信している法廷弁護士や事務弁護士の宣伝記事を今以上に限なく目を通さなければならない。

Civil Litigation Brief by Gordon Exall

Sent 2025/06/09 (Mon) 20:06

BECOME A MEMBER TO KEEP UP TO DATE: THIS SITE IS BECOMING A MEMBERSHIP SUBSCRIBER SITE – MAKING CLB BIGGER AND BETTER

June 9, 2025 · by gexall · in Avoiding negligence claims, Case Management, Civil evidence, Civil Procedure

<https://www.civillitigationbrief.com/2025/06/09/become-a-member-to-keep-up-to-date-this-site-is-becoming-a-membership-subscriber-site-making-clb-bigger-and-better/>

II:判決概要の説明(Brief Comment)

1. 本件の因果関係論の解析について(Analysis of Causation)

HHJ Russen KC は本件で「Disease」は保険証券で定義された疾病列挙条項(33 疾患)に限ると解釈し、結果として COVID-19 による休業損失は感染症拡張担保の担保内容に当たらないと判断した。本件は主に解釈問題であり、因果関係の最終判断は実質的に不要だった。従って、本件判決は因果関係を深掘りして新たな原則を打ち立てた判例ではなく、因果関係の検討は仮説的な議論に留まる。若し、疾病列挙条項が COVID-19 を包含していたとき、[2021] UKSC 1 FCA v Arch の因果関係法理が問題になった筈である。

1) 因果関係法理の「枠組み」を簡潔に記すと以下の通りである。

(A) 事実的因果関係(factual / “but-for”)

先ず「若し被保険危険が無ければその損害は生じなかったか」を検討する。これは事実関係の出発点となる。

(B) 法的因果関係 / 近因(proximate / legal causation)

法律上の因果関係は単なる「無かりせば規準」(but-for test)に留まらず、「どの原因が損害発生にとって実質的・近接的な原因か」を判断する(多因性・並存原因の場合の配分に関わる者)。

(C) 並行／複合原因に関する既存規則(Miss Jay Jay / Wayne Tank 等)

2 つ以上の近接原因がある場合、どちらも損害を引き起こし得るなら(且つ排除条項が無ければ)両方を認める、等の原則が運用される。感染爆発では「国全体の症例群」が政府措置(外出禁止等)を齎したとして、個別の発生が「共同原因」と評価され得る。

2) 本件での因果関係の扱い — 事実関係と裁判所の立場

原告(Carbis Bay Hotel)主張は平易で、「政府の閉鎖命令(2020 年 3 月以降)が営業の中断を直接的に引き起こし、その閉鎖は COVID-19 に対応したものであるから感染症拡張担保の感染症に該当する」と云うものである。被告(AIG)は「保険証券の感染症は定義された 33 疾患に限る」と反論した。裁判所は定義(definition)→ 文言解釈(literal interpretation)を優先して争点を決着させ、COVID-19 含有の有無が門前払い的に決まったため、因果関係の実務的な詳細検討を行う必要が無かった、というのが本件の現実である。つまり、因果関係の究明は「通常通り重要」であるが、本件では解釈(保険担保の範囲)で論点が決着したため、因果関係論は裁判所の判決理由の中心にならなかった。

3) 仮に COVID-19 が保険証券に含まれていたら — 因果関係はどう論じられたか(実務的/法理的検討)について検討すれば

2. 本件の反実仮想推論(Counterfactual Learning)

(A) FCA v Arch (2021)の影響

この事件で最高裁は、疾病(半径(radius)／特定の場所等の語句がある場合を含む)条項について、政府による制限措置が複数の(全国的な)症例を受けてなされた場合には、個々の症例を「共同原因(equal causes)」として扱うという考え方を示した。特に「半径条項」では、少なくとも半径内に 1 例が含まれていれば因果の立証が可能とされた(「無かりせば」一辺倒ではない)。この英国最高裁の因果関係に関する枠組みが、COVID-19 事業中断保険論争の基準になっている。

(B) これを本件(Carbis Bay Hotel)に当て嵌めると、感染症拡張担保に(仮に)COVID-19 を含まれていたとするなら、次の点で争点になった筈である。

(1) 政府措置・命令が「COVID-19 に対応して」行われたかの検討(立証資料:政府発表、法令・規制、公衆衛生当局の勧告等)。

(2) その命令が 特定の一例だけではなく、全国的／地域的な症例群に基付いたものとして合理的に

説明出来るか否かの検討(=FCA v Arch の共同原因論の適用)。

(3) 保険証券の語句(「あらゆるヒト感染症又はヒト伝染病等」が「特定の場所 / 半径 / 使用・利用禁止 / 混合問題」の何れの形かによって、必要な立証の型が変わる(半径条項があれば「半径内 1 例」の証明が有効、使用・利用禁止なら政府の直接的な「使用・利用」制限の因果関係を検討の要否。

(C)争点になり得る実務的争点(仮定)

「政府措置は COVID-19 の存在(個別事案)に起因している」という因果関係の連鎖を示すために、原告は疫学的証拠+政府の意思決定過程、例えば、COBR(Cabinet Office Briefing Rooms)や SAGE (Scientific Advisory Group for Emergencies)の議事録等を提出して「国家的措置の原因が症例群にある」ことを示す必要がある。被告は逆に、「政府措置は広域的判断であり、個別の(被保険者近傍の)症例は当該措置の実質的原因ではない」と争う可能性が高い(併し、FCA v Arch の枠組みは原告側を助ける面もある)。

3. 先行研究:(previous studies)

本件の先行研究は下記 2 件しか公開されていない。

(1) 2025/06/03 Mishcon de Reya (2) 2025/08/06 Gatehouse Chambers

(1) Closed lists in COVID-19 business interruption claims

Posted on 3 June 2025 Mishcon de Reya - Ralph Fearnhead、Partner / Jed Stubing、Paralegal

<https://www.mishcon.com/news/closed-lists-in-covid-19-business-interruption-claims>

(2) An exercise in “Legal Pedantry”? The interpretation of policy wording in Carbis Bay Hotel Ltd & Anor v American International Group Ltd [2025]

Articles 06 Aug 2025 By Michael Maris – Call 2017、Gatehouse Chambers

<https://gatehouselaw.co.uk/an-exercise-in-legal-pedantry-the-interpretation-of-policy-wording-in-carbis-bay-hotel-ltd-anor-v-american-international-group-ltd-2025/>

他に法律・保険雑誌に「判例紹介」はあるが何れも「研究の類」ではない。世間の耳目を惹いた先例の [2021] UKSC 1 FCA v Arch Insurance (BI Test Case)では、判決の Appearances(出廷代理人)を見ると法廷弁護士(barristers or counsel)は合計17人が関与した。法律事務所(solicitor's firm)の数は4社である。この事件は試験訴訟だったので、この種の保険金請求案件を抱える多数の法律事務所から驚くほど多数の「判例評釈」が出ている。

本件の原告側法廷代理人は Simon Howarth KC (Loney Stewart Holland LLP の指名)で被告側法廷代理人は James Brocklebank KC (Kennedys Law LLP の指名)である。

Simon Howarth KC(Call 1991 Silk 2022)の専門は、業務上過失、保険そして一般商事である。

<https://www.hailshamchambers.com/our-people/profile/simon-howarth-kc>

James Brocklebank KC(Call 1998 Silk 2011)の専門は、業務上過失、保険・再保険そして一般商事仲裁である。

<https://7kbw.co.uk/profile/james-brocklebank-kc/>

両名も担当法律事務所も解説記事を公にしていない。Loney Stewart Holland LLP の事務所数は2, 所属事務弁護士は 9 名、専門は事業経営者の商事訴訟である。

https://solicitors.lawsociety.org.uk/search/results?Pro=True&Type=0&Name=Loney_Stewart_Holland

Kennedys Law LLP の事務所は 11、所属弁護士は 678 名、専門は保険・再保険、訴訟・紛争解決、特に保険金請求と賠償責任関連の訴訟弁護において深い専門知識を提供している。日本でもお馴染みの 1845 年創業の Waltons & Morse LLP は、明治初期に三井物産や東京海上が英国進出した際に助言したが、2016 年 11 月 1 日に Kennedys Law LLP と合併、Kennedys Marine(global marine insurance practice)に模様替えした。

https://solicitors.lawsociety.org.uk/search/results?Pro=True&Type=0&Name=Kennedys_Law_LLP

III:約款解釈の補助原則(interpretative aids / supplementary principles)

羅典語の法諺:(Latin Maxims)

英国の保険判例には法諺又は法律格言が散見されるが、本件でも原告側法廷代理人から羅典語の法諺である *contra proferentem rule* が持ち出された。これは解釈に曖昧があるときは契約の作成・提供者(保険証券の場合は保険者)に不利に解釈すべし、と云う法諺である。これは HHJ Russen KC により、本件では一刀両断に切り捨てられた(53./54.参照)。以下に羅典語主体の成句(大半は法諺)を記す。

causa proxima 近因

causa proxima non remota spectator 近因を見て遠因を見る勿れ

conditio sine quo non 結果の発生に欠くことの出来ない条件

contra proferentem * 作成者・提供者不利

contrat d'adhésion 附合契約(仏語)

de minimis non curat lex 法は些事を顧みない

de minimis non curat lex 法は些事に関せず

doctrine of stare decisis 裁判先例の法理又は判例羈束力の法理

dolus circuitu non purgatur 詐欺は迂回によって清められない

eiusdem generis rule 同種制限の法則

embargo 出港禁止 Rotch v. Edie (1795); Aubert v. Gray (1862)

expressio unius personae vel rei est exclusio alterius 或る一人又は一物の特示は他のものの排斥である

expressum facit cessare tacitum 明示されたものは黙したものを中止せしめる

mala grammatica non vitiat chartum 不良な語法は契約を無効としない

maxim 法諺又は法律格言

obiter dictum 判決判例の裏付けのない意見である裁判官の傍論

principle of ejusdem generis

ratio decidendi 或る判決が判例として先例的拘束力を持つのは判決理由のみである

stoppage in transitu 運送品取戻権

ut res magis valeat quam pereat 凡そ物事はこれを無効ならしめるよりは有効ならしめることを以て可とする

verba chartarum fortiter accipiuntur contra proferentem 人は表示の不明瞭に対して自ら責を負わなければならない。*

verba chartarum fortiter contra proferentem accipiuntur 捺印証書の中の文言はその作成者に不利に解釈すべきであると云う法諺に基付き、保険証券上の語句の曖昧は保険者の不利に解さなければならない。*

vice propre 物固有の瑕疵

羅典語:

sic = 完全な形は **sic erat scriptum**(「このように書かれていた」)で英語では「thus it was written」。引用文が原資料の表記通りに書き写された事を示すために使われる「sic」という語の全文です。引用文中の誤字や文法的な誤り、不自然な表現などが読者によって誤りと判断されるのを防ぎ、引用者がその誤りを認識していることを伝えるために用いられる。

Ted Baker Plc & Anor v Axa Insurance UK Plc & Ors [2014] EWHC 3548 (Comm)
(30 October 2014)

URL: <https://www.bailii.org/ew/cases/EWHC/Comm/2014/3548.html>

Cite as: [2014] EWHC 3548 (Comm)

Mr Justice Eder:

26. Although the terms of cover remained broadly similar during this period, it is important to note that the identity and respective proportions of the underwriters changed from time to time. Thus, from 14 March 2004 to 22 July 2004, the underwriters were AXA (60%) and NIG (40%); from 23 July 2004 to 28 March 2006, the underwriters were AXA (50%), NIG (30%) and Fusion (20%); from 29 March 2006 to 15 April 2007, the underwriters were AXA (50%), NIG (25%) and **Tokyo Marine** (25%); and from 16 April 2007 to 15 April 2009, the underwriter was AXA (100%).

Ted Baker Plc & Anor v Axa Insurance UK Plc & Ors [2017] EWCA Civ 4097 (11 August 2017)

URL: <https://www.bailii.org/ew/cases/EWCA/Civ/2017/4097.html>

Cite as: [2017] EWCA Civ 4097

Sir Christopher Clarke:

4. The claim was advanced in respect of BI losses under a series of policies beginning on 14 March 2004 under which the insurers and their respective proportions changed from time to time. The insurers were (i) AXA Insurance UK PLC ("AXA"), the first defendant/respondent; (ii) NIG, not a defendant; (iii) Fusion Insurance Services Ltd, the second defendant/respondent; and (iv) **Tokyo Marine** Europe Insurance Ltd, the third defendant/respondent.

「Tokyo Marine (sic) → X Tokio Marine → ○」との指摘あり。正式略称は The Tokio

亦、「¶は誤植ではないか？」との質問あり → 小文字の「q」に似た丸い旗のような形(¶)は「段落記号」で、英語では pilcrow や paragraph mark と呼ばれている。英国では 2001 年以降の中立的引用 (neutral citation) 導入により。頁番号は媒体ごとに変わるからこれは有益である。

IV:判例草稿の事前配布と日時指定公開措置(Draft Judgment & Embargoed Judgment)

英国には判例の言い渡しの前に代理人に事前に判例草稿を開示する慣行がある。それは、事実誤認や誤字脱字の修正機会、秘密保持命令や報道制限の準備、執行・救済命令の事務的準備、上訴申立てや一時的救済の検討時間の確保、という合理的な理由があり、判決の透明性・正確性・秩序ある公表を実現するための慣行である。

CPR(Civil Procedure Rules)Part 40 and Practice Direction 40E – Reserved Judgments

<https://www.justice.gov.uk/courts/procedure-rules/civil/rules/part40/pd.part40e>

これは 1998 年の「実務指針」(1998 Practice Statement)で「明文化」されたものである。

Oxford University Comparative Law Forum

Paragraph 168: A Cautionary Tale Concerning the Circulation of Draft Judgments to Counsel

by Thomas S. Woods

3.0 Circulating Draft Judgments: How it All Got Started

<https://ouclf.law.ox.ac.uk/paragraph-168-a-cautionary-tale-concerning-the-circulation-of-draft-judgments-to-counsel/>

これは指定期日(=判決言渡し日)以前に部外者に開示してはならないと云う「裁判所令」を遵守しなければならない事を定めているが、作為か不作為か、故意が無意識か、悪意か単なる事故か、理由は様々であるが「違反事件」が散発している。その最新事件が本件(Carbis Bay Hotel case)と同じく Bristol Court で本件の翌月に言い渡された。

Rogers v Wills [2025] EWHC 1524 (Ch) (20 June 2025)

URL: <https://www.bailii.org/ew/cases/EWHC/Ch/2025/1524.html>

Cite as: [2025] EWHC 1524 (Ch)

結論は「諸般の事情を鑑み」無罪放免としたが、今後裁判所が同様の寛大な処分をするとは限らない、と釘を刺しました。

29. As a result, I will do nothing further on this occasion. But both the claimant and Dr Rogers should bear in mind that, when the court gives an instruction, it is intended to be followed. On a future occasion, the court may not be so generous.

この事件の本案は以下の通り。原告は、退職した看護師で実母の晩年(2017 年秋から 2020 年 4 月死去まで約 2 年半)に主たる介護者として日々の生活支援(身辺介助、家事・通院同伴・医療対応等)を行ない、母の死後、被告の遺言執行者且つ兄弟に相続財産からの補償を求めて訴えた。被告らは、家族内の介護は当然無償で行われるもので契約的な関係はないと主張したと云う我が国でも大変参考になる事案が審理された。委細は判決を参照されたい。

Rogers v Wills [2025] EWHC 1367 (Ch) (06 June 2025)

URL: <https://www.bailii.org/ew/cases/EWHC/Ch/2025/1367.html>

Cite as: [2025] WLR(D) 340, [2025] EWHC 1367 (Ch)

事実として事前回付は行われていても、これを明示しない判決が大半であるので、本件(Carbis Bay Hotel case)のように判決の冒頭に「判決草案配布日:2025 年 4 月 30 日」と「明記」されている判決は珍しい。英国で判決草稿が事前配布されるのは何日前か? 一般的には 2 営業日前(午後 4 時迄)、実務上は 3~6 日前に配布されている。本件は判決言渡し日:2025 年 5 月 9 日である。事前配布は木曜日で言い渡しは 8 日後の翌週の金曜日であるのでやや遅い。

英国の判決には責任の有無のみを問い、損害額については当事者で充分相談されたい、とするものが少なくない。これは損害額を争うとなると証拠となる資料・情報の蒐集に手間暇を掛けなければならないので、先ず証拠抜きで、法理論で争うことになる。「判決文」についても最近全文が明らかになった後述の Hadley v Baxendale (1854) のようにどれが「正文」だか不明なものがある。控訴院判決の 95% は担当判事(通常は 3 名の法官卿)の署名が貰えるが、残りは署名無しである、と前世紀末に英国で聞いたので、それでは執行不可能な場合もあるのではないかと尋ねたら、笑い乍ら答えた。殆どの場合は問題無しで終わっているが、若し、揉めたらもう一度裁判をやるしかない、と英国人ならでは回答であった。

簡潔明瞭な判決で有名な Lord Denning MR のように「判例集」に登載するに当り一部字句を改めた。"The Discipline of Law" by Lord Denning MR: Central London Property v High Trees House [1947] KB 130 etc.

この判決草稿の加除補筆問題について下記論文が大変参考になる:

Oxford University Comparative Law Forum

Paragraph 168: A Cautionary Tale Concerning the Circulation of Draft Judgments to Counsel

2017/08/10 — This article considers the English practice of circulating draft judgments and the arguments that are offered in support of it.

<https://ouclf.law.ox.ac.uk/paragraph-168-a-cautionary-tale-concerning-the-circulation-of-draft-judgments-to-counsel/>

日本の現地法人も絡む郵便局長らの英国史上最大の冤罪事件では、判決草稿回状日は 2019 年 11 月 28 日、**判決言渡し日は 19 日後**の 2019 年 12 月 16 日であった。これは原告 555 名の「集団訴訟」であることが理由かも知れない。

Bates & Ors v the Post Office Ltd (No 6: Horizon Issues) (Rev 1) [2019] EWHC 3408 (QB) (16 December 2019)

URL: <https://www.bailii.org/ew/cases/EWHC/QB/2019/3408.html>

Cite as: [2019] EWHC 3408 (QB) [PDF 440 pages]

Mr Justice Fraser:

Draft distributed to parties on 28 November 2019

The Post Office Horizon IT scandal and the presumption of the dependability of computer evidence

Authors: James Christie

SAS Open Journals, Open Access Journals

University of London

Published: 2020-11-02

Issue: Volume 17: 2020 [PDF 22 pages]

<https://journals.sas.ac.uk/deeslr/article/view/5226/5073>

尚、この事件については、被害者の副郵便局長の一人が損害賠償請求訴訟を提起したことが 2025 年 8 月に明らかになった。彼は 2007 年、East Yorkshire 州の郵便局から紛失したとされる £25,000 の現金を巡り郵便局から訴訟を起こされ、2 年間の法廷闘争の末、£321,000 の訴訟費用の支払いを余儀無くされ、挙句の果てに破産宣告を受けたとのこと。

Lee Castleton: Yorkshire sub-postmaster sues Post Office and Fujitsu for £4m in damages

By Ralph Blackburn, Westminster Correspondent

Published 7th Aug 2025, 06:00 BST

<https://www.yorkshirepost.co.uk/news/yorkshire-sub-postmaster-sues-post-office-and-fujitsu-for-ps4m-in-damages-5260472>

V:判例の公開日(Date of Decision/Judgment)

上述のように英国では判決草稿が公開前に代理人に回付されるが、報告者はこの慣行が明文化される以前に英国の関係者から事前に最高裁判決草稿を入手した経験がある。それは続航の為に施工された仮修繕費が共同海損に認容された事件である。1990 年代の最も有名な共同海損事件で今でも先例として参照されているが、何故だかこれは高等法院、控訴院、貴族院判決の凡てが BAILII には登載されていない。草稿は公開前日の 1992 年 5 月 1 日に英国の同業者から電送(fax)されたもので、日英の時差は 9 時間あるので、当方は「公開当日早朝」に受け取った。草稿にはご丁寧に句読点の他に一ヶ所”not”が補筆されているのを見て思わず失笑した。

The Bijela, Marida Ltd, Dabinovic (International) SA, Dabinovic (Monaco) SAM, Oswal Steel, Vardhman Spinning and General Mills Ltd India, Messrs William Elmslie & Son, Messrs Richards Hogg Ltd

Other Reference: Marida Ltd v Oswal Steel [1994] 1 WLR 615, [1994] 2 Lloyd's Rep 1

<https://cmlcmidatabase.org/marida-ltd-v-oswal-steel>

これは登場人物が当代随一の法曹が登場した大事件である。裁判官と法廷弁護士は下記の通りである(括弧内は当時の年齢)。このような「配役」は、空前絶後で古今未曾有の事件として語り継がれるであろう。

註:報告者は2016年7月27日に日本海運集会所で「第226回 忽那海事法研究会」で「YAR 2016」と題する報告を行なった。2016年5月3日～6日に掛けて New York で開催された第42回万国海法会(CMI)総会で－米国海法会の春季会合に歩調を合わせて共同で開催して－採択された共同海損に関する世界的規則である York/Antwerp Rules 2016 についてである。当日は急遽英国の海事弁護士が二名出席する事になり英語で YAR 2016 の解説を行なった。当然の事乍ら、原典は凡て英語であるのでこれらを和訳して印刷教材を作成したが、邦文版を一切無視して英文版を用いて英語で解説すると云う得難い経験をした。

Queen's Bench: John Hobhouse(60)

Anthony Clarke, QC(48)+ Simon A.G.L. Gault(49)/ Anthony B.R. Hallgarten, QC(54)
Steven Berry(30)

Court of Appeal: Michael Mann(62)+ Brian Neil(69)+ Leonard H. Hoffmann(58)

Bernard Rix, QC(48)+ Simon A.G.L. Gault(50)/ Anthony B.R. Hallgarten, QC(55)
Steven Berry(31)

House of Lords: Lord Templeman(74) Lord Jauncey(68) Lord Slynn(64) Lord Woolf
(60) Lord Lloyd(64)

Bernard H. Eder, QC(41)+ Simon A.G.L. Gault(51)/ Stewart C. Boyd, QC(49)+
Steven Berry(32)

第一審～第三審に於いて、船主側弁護士のうち勅撰弁護士は凡て異なる。これは第一審と第二審を担当した勅撰弁護士二人(Anthony Clarke と Bernard Rix)が判事に任官したからである。一方荷主側弁護士も貴族院で Stewart Boyd QC に交替したが、これも第一審と第二審を担当した勅撰弁護士(Anthony Hallgarten)が判事に任官したからである。これは競馬に於いて恰も出走した後に馬を乗り換えるようなものである。某保険事件では裁判官の人事異動以外の事由で突如最高裁で代理人が交替した事があった。

VI: 英国と日本の判例の言渡し日・言渡し時間(Date/Time of Decision/Judgment)

判例の公開日時と株価の推移について解説したい。それは The Ocean Victory の控訴院判決と船社の株価の推移(Court of Judgment and stock price movement of shipping company)についてである。この事件は 2006 年 10 月、鉄鉱石を積んで鹿島港に入港、荷役中に台風の影響で港内に「長波(long waves)」が発生し、船体岸壁に係留して置くのが危険な状態になり、船長は港外の安全な海域に退避しようとしたが、その際に強風(gale force winds)と高波に見舞われ、防波堤に衝突・坐礁して同年 12 月 27 日に全損となり、中国の船主は再傭船者である日本の第一中央汽船に英国法廷で損害賠償請求を行なった。金額は約 US\$137,600,000(≒163.8816 億円 事故当時の換算)とされた。

2013 年 7 月 30 日に言い渡された第一審では海事裁判官の Justice Teare は、鹿島は非安全港と認定、被告敗訴の判決が出されたので、被告は控訴手続きを取ると共に、訴訟損失引当金(58 億 3600 万円)を計上した。併し、2015 年 1 月 22 日(木)午前 10 時に言い渡された第二審では被告の逆転勝訴の判決が言い渡された。これは日本時間同日の午後 6 時であった。

訴訟の第二審判決(勝訴)に関するお知らせ 2015/01/23

<http://ke.kabupro.jp/tsp/20150123/140120150123009580.pdf>

そして被告は「船主側より訴訟費用の一部である 648 百万円の払い戻しがありました」との報道を行なった。

訴訟の第二審判決(勝訴)に伴う訴訟費用の払い戻しのお知らせ 2015/03/02

<http://ke.kabupro.jp/tsp/20150302/140120150302400974.pdf>

その結果、以下の通り 2015 年 1 月 23 日に同社の「株価」は急騰した。

【個別銘柄】 第一生と第一船高い、ヤマトH売り、安川電堅調

2015 年 1 月 23 日 11:50 JST 更新日時 2015 年 1 月 23 日 15:22 JST

2025 年 1 月 23 日の日本株市場で、株価変動材料のあった銘柄の終値は次の通り。

第一中央汽船(9132):34%高の 55 円。06 年の貨物船「オーシャン・ビクトリー」号全損事故をめぐる英国での損害賠償請求訴訟の第2審判決で、英控訴院は1審判決を取り消し、中国の船主に対し第一船が訴訟に費やした費用を支払うよう命じたと 23 日午前に発表。13 年7月の1審判決では、第一船に対し約 1億 3760 万ドルの支払いが命じられており、損失発生への懸念が薄れた。東証1部の売買高1位。

<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2015-01-23/--i58z17y8>

この判決一覧は以下の通り:

Gard Marine & Energy Ltd v China National Chartering Co Ltd (The "Ocean Victory")
[2014] 1 Lloyd's Rep 59
Queen's Bench Division (Commercial Court)
Before Mr Justice Teare
Charterparty (Time) - Safe port warranty - Hull insurers bringing subrogated claim against charterers for breach of safe port warranty - Whether port of Kashima, Japan was a safe port - Whether unsafety of port caused casualty - Whether hull insurers entitled to bring subrogated claim for value of vessel - Limitation - Interpretation of demise charterparty - Barecon 89 form.

<https://www.i-law.com/ilaw/doc/view.htm?id=331861>

Gard Marine & Energy Ltd v China National Chartering Co Ltd (Rev 1)
[2015] EWCA Civ 16 (22 January 2015)
URL: <http://www.bailii.org/ew/cases/EWCA/Civ/2015/16.html>
Cite as: [2015] CN 121, [2015] EWCA Civ 16

Gard Marine and Energy Ltd & Anor v China National Chartering Company Ltd & Anor
[2017] UKSC 35 (10 May 2017)
URL: <http://www.bailii.org/uk/cases/UKSC/2017/35.html>
Cite as: [2017] WLR(D) 333, [2017] UKSC 35, [2018] 1 All ER (Comm) 1, [2017] 1 Lloyd's Rep 521, [2017] Lloyd's Rep IR 291, [2017] 1 CLC 870, [2017] 1 WLR 1793, 2017 AMC 1336, [2018] 1 All ER 832, [2017] WLR 1793

本件(Carbis Bay Hotel case)の冒頭にあるように「2025年5月9日**午前10時**に遠隔で言い渡された」がこれは極めて公開時刻として一般的である。日英の時差は、通常時(冬時間):日本より9時間遅れ、夏時間(3月最終日曜~10月最終日曜)は8時間遅れである。

The Golden Ocean の控訴院の逆転判決が言い渡され(=判例公開)は木曜日の2015年1月22日の午前10時(英国時間)、日本では同日の午後6時であった。被告会社が判決を報道公開したのは翌日1月23日の午前10時である。株価が急騰したのがそれ以降である。報告者はその株価の推移を英国の同業者に通知した処、一様に驚いていた。

VII:判例の誤字・脱字(Typo & Erratum in Case)

2025 年 7 月 15 日に日本の最高裁判所事務総局から「裁判所ウェブサイト及び最高裁民事・刑事判例集に掲載されている裁判例における記載の違いについて」と題する報告書が出された。

トップ > 統計・資料 > 公表資料 > 裁判所ウェブサイト及び最高裁民事・刑事判例集に掲載されている裁判例における記載の違いについて - <令和 7 年 7 月 15 日更新>

https://www.courts.go.jp/toukei_siryu/siryu/hanrei/index.html

裁判所ウェブサイト及び最高裁判所民事・刑事判例集に掲載されている裁判例における記載の違いについて(報告書) PDF 29 頁 令和7年7月 最高裁判所事務総局

<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2025/hanhou/houkokusyo.pdf>

それには、「1948～2016 年に大法廷で審理され、裁判所のウェブサイトに掲載された判例計 855 件のうち、実際の判決文などと異なる記載が延べ 2568 カ所あったとする報告書を公表した。大半は誤字や脱字、句読点・記号の違いで、最も多かった誤りは、明らかな誤字・脱字などの約 51%で、次いで句読点・記号の相違(約 26%)、助詞の誤りなど、大意は変わらない相違(約 11%)が続いた。年代別でみると、1967 年までの間に民事の約 8 割、刑事の約 9 割が集中していた」とある。

そして最後に以下の「結論」が書かれている(抜粋)

(おわりに)・・・ 各調査の結果、**判決の全体の意味内容に大きな影響をもたらすような相違は見当たらなかったものの**、数多くの相違が発見されることとなった。・・・

目出度し目出度しである。報告者は日本の高等裁判所判決の杜撰さについてお粗末さを指摘した。

『保険学雑誌』第 667 号 2024 年(令和 6 年)12 月, pp. 169 – 193

「英国最新最高裁判例にみる共同海損」

-[2024] UKSC 2 (17 January 2024) Herculito Maritime Ltd v Gunvor International BV-

<https://www.js-is.org/jsis2/abstracts/667/>

同稿に引用したチサダネ号・最高裁判例に関する最高裁判所の興味深い「英文公開記事」が出ている。

Judgments of the Supreme Court

1970 (O) 297

Date of the judgment (decision) 1975.11.28

Case Number 1970 (O) 297

Reporter: Minshu Vol.29, No. 4, at 572

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_en/detail?id=45

これには船名が MS Chisadane、貨物側保険者の代理人の忽那隆治先生の名前が Ryuji Sona となっている(正しくは、Takaharu Kutsuna である)。報告者が以前本件の貨物保険の担当者だった先輩に聞いた船名は MS Cisadane であった。これは The Dutch East Indies の河の名前で、本船は当時南米航路に就航していた貨客船だったとのこと。

この判例の「本文」が公開されている

裁判例結果詳細 - 裁判所 - Courts in Japan:最高裁判所判例集 事件番号:昭和 45(オ)297「本文」
PDF 6 pages

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/176/054176_hanrei.pdf

乍然、これには船名はおろか、先例として重要な指標となった米国最高裁判例 The Bremen v. Zapata Off-Shore Co., 407 U.S. 1 (1972)すら引用されていない。

United States Supreme Court
THE BREMEN v. ZAPATA OFF-SHORE CO. (1972)
No. 71-322
Argued: March 21, 1972 Decided: June 12, 1972

<https://caselaw.findlaw.com/court/us-supreme-court/407/1.html>

日本法人の関係する事件で世間の耳目を集めた「誤記」に以下がある:[太字]

Nippon Yusen **Kubishiki** Kaisha v Golden Strait Corporation [2003] EWHC 16 (Comm) (17 January 2003)

Golden Strait Corporation v Nippon Yusen **Kubishika** Kaisha "The Golden Victory" [2005] EWHC 161 (Comm) (15 February 2005)

Golden Strait Corporation v **Kaisha** [2005] EWCA Civ 1190 (18 October 2005)

Golden Strait Corporation v. Nippon Yusen **Kubishka** Kaisha [2007] UKHL 12 (28 March 2007) Cite as: [2007] 2 WLR 691、[2007] 2 AC 353、[2007] 2 All ER (Comm) 97、[2007] 2 Lloyd's Rep 164、[2007] UKHL 12、[2007] 1 CLC 352、

[2007] Bus LR 997, [2007] 3 All ER 1

Aioi Nissay Dowa Insurance Company Ltd v Heraldglen Ltd & Ors [2013] EWHC 154 (Comm) (08 February 2013) Cite as: [2013] Lloyd's Rep IR 281, [2013] EWHC 154 (Comm), [2013] 2 All ER (Comm) 231, [2013] 1 CLC 440

この事件の担当の扱った事件紹介には、**Aloi Nissey** Dowa Insurance Co v **Heraldgen** Ltd [2013] EWHC 154 (Comm) (insurance)とある。これは原告名と被告名の両方に誤記のある珍しい事例である。

<https://www.oecclaw.co.uk/barristers/profile/the-hon-sir-richard-field>

VIII:情報公開の時差(Time lag in information disclosure)

2023年11月26日から12月2日迄の間、英国最高裁長官 Lord Reed が日本の最高裁の招きで来日して関係各所を訪問した。

https://www.courts.go.jp/about/topics/Nov2023_uksc_president/index.html

2023年11月29日に同長官が司法研修所で「英国の裁判所における口頭審理：過去・現在・未来(Oral Hearings in the United Kingdom Courts - Past, Present and Future)」と題する講演を行ない出席者と意見交換を行なったのでこれについて概説する。

2023年11月29日に英文版の講演録は「即日公開」された。

Oral Hearings in the United Kingdom Courts - Past, Present and Future

Legal Training and Research Institute of Japan

Justices: Lord Reed

Date published: 29 November 2023

<https://supremecourt.uk/speeches/oral-hearings-in-the-united-kingdom-courts-past-present-and-future>

https://supremecourt.uk/uploads/speech_231129_reed_c6c3c2d800.pdf

2025年3月17日にその講演録(pp. 1-20)と意見交換(pp. 21-30)の英文和訳が日本の裁判所から公開された。そして2025年7月18日に紙媒体「司法研修所論集 2024(第134号)」で至誠堂から出版された。

講演と意見交換「英国の裁判所における口頭審理：過去・現在・未来」講演録 英国最高裁判所長官 ロバート・リード卿 令和5年 11 月 29 日 司法研修所

<https://www.courts.go.jp/saikosai/vc-files/saikosai/shihoukensyujyo/ronsyuu2024-1-1.pdf>

法研修所論集 2024(第 134 号)

販売価格：3,300 円 税込

著者：司法研修所・編著

発行元法曹会

発刊日 2025-07-18

ISBN 978-4-86684-128-1

CD-ROM 無し

サイズ A4 判 (232 ページ)

<https://ssl.shiseido-shoten.co.jp/products/detail/70497>

ここでは 1 点のみ参考となる(但し情報としては 2 年遅れであるが)講演録の和訳版の関係箇所を転記する。末尾 p.31 の「特許裁判官で、時々訪日しているイギリス人裁判官が、判決文の一部を起案する際に ChatGPT を使用したことを公言したことが大々的に公表され、メディアで大きな注目を集めました。」とある。

言わずもがなこの判事は Lord Justice Birss のことである。知財の専門家である。

<https://www.judiciary.uk/guidance-and-resources/lord-justice-birss/>

彼が「大きな注目を集めた」と云う点については下記に詳しい。

The Law Society Gazette: 14 September 2023

Solicitor condemns judges for staying silent on 'woeful' reforms

By Bianca Castro and John Hyde

18 Comments

<https://www.lawgazette.co.uk/news/solicitor-condemns-judges-for-staying-silent-on-woeful-reforms/5117228.article>

Sky News: Friday 15 September 2023 16:26, UK

British judge admits using 'jolly useful' ChatGPT to write ruling

Lord Justice Birss, a Court of Appeal judge, said he had confidence in ChatGPT's generated answers - but stressed the importance of not relying on AI for topics on which you know nothing about.

<https://news.sky.com/story/british-judge-admits-using-jolly-useful-chatgpt-to-write-ruling-12961647>

IX:結語(Conclusion)

報告者は学生時代から海上保険に接しそして長年それと関連の深い業務(共同海損の精算と決済)に携わって来た。日本の半世紀前に存在した本邦の損保21社全てと付き合いがあった。亦、海外の船社や損保とも付き合いがあった。基本的には共同海損分担金の回収業務であるが、交渉に手間取る事は日常茶飯であった。その場合、それなりの理屈を持ち出す必要があるが、基本的には英国の判例、副次的には米国の判例であった。大学教員の場合は学問的好奇心で判例研究をする事が多いかも知れない。併し、実務を担当している海損精算人としては、最新判例と先例の検索と探求は「業務上必須」のものであった**。

＊ ＊

就中、下記判決は有益で示唆に富む判決であった。

- [1854] EWHC J70 Hadley & Anor v Baxendale & Ors <通常損害と特別損害>
- [1971] 1 QB 456 Australian Coastal Shipping Commission v Green <予見可能性>
- [1976] AC 443 (HL) Miliangos v George Frank (Textiles) Ltd <通貨・換算率>
- [1979] AC 685 (HL) The Despina R <通貨・換算率>
- [1983] UKPC 27 The Potoi Chau <共同海損>
- [1994] 2 Lloyd's Rep 1 (HL) The Bijela <共同海損>
- [1995] UKHL 4 The Nicholas H <日本海事協会の責任>
- [1997] UKHL 40 The Indian Grace <対物訴訟と対人訴訟>
- [1998] UKHL 1 The Giannis NK <危険品とは>
- [1999] UKHL 12 KAC v KIC <戦争危険・単一事故か否か>
- [2000] EWHC Commercial 104 (sic) The Trade Green <避難港とは>
- [2001] UKHL 1 The Star Sea <最大善意>
- [2001] UKHL 17 The Berge Sisar <船荷証券の正当な所持人とは>
- [2002] EWHC 2130 (Comm) The Eurasian Dream <火災事件>
- [2003] UKHL 12 The Starsin <運送人とは>
- [2003] EWHC 9018 (Costs) The European Dream <火災事件>
- [2004] EWHC 1506 (Admlty) The Darfur <共同海損>

[2005] EWCA Civ 1069 The Vitoria <共同海損>
[2013] EWCA Civ 650 The Lehmann Timber <共同海損>
[2014] EWHC 1643 (Comm) The Maersk Neuchatel <共同海損>
[2017] UKSC 68 The Longchamp <共同海損>
[2021] UKSC 51 The CMA CGM Libra <共同海損>

英米法(Common Law)は実務家には有益である。世界の多くの実務家は大陸法に依拠して業務を行なう事はない。当方の経験でも、欧州大陸(例えば、独・仏・伊)の裁判所で争った事例は同地に管轄のある「陸上輸送事件」だけだった。海事事件や保険事件は、英国の裁判所に争う事を「合意」して、数多の先例のある同地で争って来た。

報告者註:米国と英国の保険仲立人と保険会社で研修した時に担当者から保険金支払いに関する秘訣を教わった。保険処理とは”A borrower’s smile and a lender’s frown.”である、と。これは日本語で云う「借りる時の地蔵顔、済す時の閻魔顔」(何かを借りたいとお願いする際は、機嫌をとろうとニコニコと愛想良く振る舞う様子を表します。一方、借りたものを返すときになると、まるで借りがあることが不満であるかのように、不機嫌な態度になる様子を表します。)である。保険会社の担当は保険を勧誘する時は恵比須顔のような笑顔でお客と接して保険金を払う時は閻魔様のような顔をする、と云うことらしい。海損精算人のように彼らを間に立つ者はどうするかと言えば、保険金請求者から相談があれば、彼らに有利な判決や教科書の記述を知らせ、保険会社から相談があれば、同じように彼らに有利な判決や教科書の記述を知らせると云う。若し、両者から同時に同じ問題で質問を受けたらどうするのか訊ねたら、二者択一だから coin tossing しかない、と笑って答えた。報告者も数年前に日本海運集会所の依頼で某船社からの「不稼働損害保険」の取扱いについての質問を受けたことがある。その際に万全を期す為に米国の知人で相談してから同所で中立的な回答した。

上述したように英国は多くの判例が言渡しと同時に公開され、これが無料(Crown Copyright ©)で閲覧・利用可能であるので、他国より断然優位な地位に立っている。英国の次は米国であるが、保険に関し言えば連邦法と州法が錯綜していて、英国のような統一保険法がないことは慙愧に堪えない***。そして連邦裁判所の管轄であった海上保険が Wilburn Boat Company v. Fireman’s Fund Insurance Company, 348 U.S. 310 (1955)により外されてしまったので、現時点ではそれ以前の判例法を引用せざるを得ない。我が国も一日も早く「民事判決情報データベース化検討会」の成果が実現されることを希求して止まない。

*** この問題については下記拙稿を参照されたい。

【コロナ禍における保険業の役割と今後の展開】特集

「米国最新判例にみる COVID-19 と事業中断保険」

保険学雑誌 659 号 2022 年 12 月 31 日 公開日 2024 年 1 月 10 日

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsis/2022/659/2022.659.151/_article/-char/ja/

以上

参考文献 (I)

村瀬春雄(むらせ はるお、1871 年 5 月 18 日- 1924 年 4 月 9 日)は、日本の保険学者、実業家。法学博士。族籍は兵庫県平民。… 研究においては、保険実務と学問を融合させ、日本の海上保険学の祖とされる。藤本幸太郎(一橋大学名誉教授)や加藤由作(一橋大学名誉教授)、田崎慎治(神戸大学名誉教授・元学長)、倉田庫太(元帝国海上保険取締役、元早稲田大学講師)、瀧谷善一(元神戸商大(現神戸大)教授)、岩本啓治(元横浜高等商業学校(現横浜国立大学)教授)など多くの保険学者を養成した。最終更新 2025 年 7 月 15 日:『海上保険講義要領』同文館 1907 年

鈴木祥枝(すずき さかえ、1887 年 8 月 6 日- 1957 年 2 月 11 日)は、日本の実業家、商学博士。東京海上火災保険社長を務めた。最終更新 2025 年 2 月 11 日:『海上保険と共同海損の実際』(共同海損の部分は日本精算事務所の橋本昇社長が協力)第一刷 1950 年 8 月 1 日 第二刷 1965 年 12 月 20 日 520 頁 定価 金 1,000 円

小町谷操三(1893 年 1 月 1 日 - 1979 年 1 月 5 日)日本の商法学者。専門は海商法。最終更新 2025 年 5 月 10 日:

『共同海損法論 海商法要義 下巻一』岩波書店、1943 年 7 月

『海上保険法総論一 海商法要義 下巻四』岩波書店、1953 年 9 月

『海上保険法総論二 海商法要義 下巻五』岩波書店、1954 年 2 月

『海上保険法各論一 海商法要義 下巻六』岩波書店、1954 年 11 月

『海上保険法各論二 海商法要義 下巻七』岩波書店、1961 年 6 月

『海上保険法各論三 海商法要義 下巻八』岩波書店、1967 年 12 月

『海上保険法各論四 海商法要義 下巻九』岩波書店、1968 年 6 月

加藤由作(1894 年 3 月 28 日 - 1978 年 11 月 12 日)日本の保険学者。従来の保険学に保険法の知見を合わせ、日本の海上保険学の基礎を築いた。… 愛知県名古屋市中区生まれ。名古屋市立商業学校、神戸高等商業学校を経て、1917 年旧制東京商科大学専攻部保険科卒業。神戸で田崎慎治に感銘を受け、一橋では田崎の師にあたる海上保険学の祖村瀬春雄ゼミで学んだ。大学卒業後村瀬が副社長を務める帝国海上保険に入社。1921 年東京商科大学附属商学専門部助教授に就任。1923 年から 4 年半英国、米国、仏国、独国に留学。丁度大学昇格に伴う拡充のため多数の教官が留学していた時期だったが、ともに留学していた本間喜一、増地庸治郎、井藤半彌らの将棋其の他遊興の誘いも断り専ら在外研究を行った。1927 年蘇連邦経由で帰国し、東京商科大学助教授となる。最終更新 2025 年 3 月 29 日。詳しくは「一橋論叢 39(2) 121-130 井藤半彌 純学者加藤由作教授」参照:『莞寿記念 加藤由作博士論文集』莞寿記念加藤博士論文集刊行会 1970 年 11 月 30 日

今村有(いまむら たもつ 1897 年 - 1979 年)保険論の泰斗。1956 年 4 月 1 日から福岡大学初代学長。『共同海損法 - 1950 年ヨーク・アントワープ規則 -』損害保険事業研究所 1964 年 7 月 15 日 474 頁 定価 2000 円

橋本犀之助(彦根高商教授)『共同海損論』三省堂 1935 年 4 月 25 日 定價 90 銭 115 頁

近藤文二(1901 年 10 月 24 日 - 1976 年 11 月 25 日)は、日本の経済学者。大阪市立大学名誉教授。保険学、社会保障論を研究。『社会保険』東洋書館 1948 年、岩波書店 1963 年

島谷英郎(1902 年 3 月 9 日 - 1977 年 11 月 24 日)『海商法・保険法』(法律学全書 22) 評論社 1950 年。教え子に倉澤康一郎、その門下に宮島司らが居る。

葛城照三(1905 年 - 1982 年)『海上保険其の理論と実際』葛城照三訳 シイ ティー グリーンエーカー／フレデリック テンプルマン 巖松堂書店 1938 年。同復刻版 1973 年 5 月 30 日 早稲田大学出版部 704 頁 定價 2500 圓。「海上保険論集 第1巻・第2巻・第3巻」損害保険事業研究所 1977 年 11 月 20 日

経歴:昭和7年 商業数学講師として採用、昭和 51 年退職。海上保険学の権威として著書 24 冊、翻訳書 18 冊、百篇を超える論文。学位授与－昭和 23 年 12 月 16 日付で、葛城照三教授が慶応大学を通じて申請中の学位論文「英吉利海上保険法に於ける海上危険の研究」によって経済学博士の学位を授与された。(1997 年 9 月 25 日 早稲田大学百年史 別巻 I 第一編 第五章 商学部:葛城照三)

木村榮一(きむら えいいち、1925 年 1 月 11 日 - 2013 年 1 月 4 日)は、日本の保険学者。一橋大学名誉教授。日本保険学会理事長、日本学術会議 13 期・14 期会員、明治生命保険(現明治安田生命保険)社員総代・評議員会議長等、国際保険学会(IIS)理事、国際保険学会議(AIDA)理事等を歴任。日本人として初めて国際保険学会議(AIDA)メダルを受章。住田海事奨励賞、日経・経済図書文化賞受賞。正四位勲三等旭日中綬章。加藤由作門下で、指導学生に近見正彦など。人物－熊本県熊本市(旧:下益城郡隈庄町→城南町)生まれ。海軍経理学校に入学し、大日本帝国海軍主計少尉として終戦を迎えた。1946 年に旧制東京商科大学(現一橋大学)に復学。長崎時代の恩師松野賢吾の紹介で井藤半彌ゼミに入り財政学を学んだ。1949 年に大学を首席で卒業後、大蔵省(現財務省)の内定を断り大学の助手に就任。その後、伊藤(ママ)の勧めで加藤由作に師事して海上保険学研究に転じた。一橋大学商学部教授、商学部学部長、日本学術会議会員、明治生命保険(現明治安田生命保険)評議員会議長を歴任。日本保険学会理事長を 1981 年から 6 期 11 年務めた。住田海事奨励賞、日経・経済図書文化賞受賞。1988 年一橋大学を定年退職し、中央大学商学部教授に就任。2013 年肺炎のため国立市の国立さくら病院で死去。墓所は多磨霊園。死後、蔵書が中出哲早稲田大学教授の尽力で東京海上日動火災保険により受贈された。最終更新 2025 年 5 月 10 日。日経・経済図書文化賞受賞作『ロイズ保険証券生成史』海文堂出版 1979 年 8 月 1 日。報告者註:葛城照三博士曰く、これは英訳が望まれる。

庭田範秋(1927 年 8 月 30 日 - 2010 年 4 月 27 日)『保険理論の展開』有斐閣 1966 年『新保険学総論』慶應義塾大学出版会 1995 年 1 月 1 日『天道天運天命』庭田範秋追悼論文集(主要著書・論文一覧) 2011 年 4 月 27 日 216 頁

亀井利明(かめい としあき 1930 年 10 月 15 日 - 2016 年 1 月 14 日)日本の経営学者。最終更新

2024 年 4 月 7 日:『海上保険証券免責条項論』保険研究所 1961 年 6 月

石田重森((1960 年 横浜国立大学, 学芸学部, 数学科卒)福岡大学名誉学長。『生命保険の理論』東洋経済新報社 1991 年 3 月 1 日 232 頁(学位論文)

真屋尚生(まや よしお、1945 年 5 月 1 日 -)は、日本の商学者。専門は、保険論・社会保障論。学位は、博士(商学)(慶應義塾大学・論文博士・1992 年)。日本大学名誉教授。最終更新 2024 年 8 月 21 日:『保険理論と自由平等』東洋経済新報社 1991 年 7 月 1 日 312 頁(学位論文)

報告者註:「最終更新」とあるものは、出典: フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』の抜粋である。

参考文献 (II)

2001 年 4 月 1 日 法社会学 第 54 号「デジタル時代と法網の再編成ー中国司法改革における情報技術の役割」季衛東 神戸大学教授 p.p. 222-235 公開日 2009/01/15

2020 年 12 月 16 日 日本保険学会・関東部会 The DC Merwestone Versloot Dredging BV and another (Appellants) v HDI Gerling Industrie Versicherung AG and others (Respondents)の中の「SCL President:Professor Richard Susskind OBE FRSE／保険判例:「人口知能」対「弁護士」／人工知能と海事問題」

2021 年 4 月 2 日 損害保険研究 第81号1巻 <研究論文> 「作成者不利の原則について」山本哲生 北海道大学大学院法学研究科教授 pp. 1-51

2022 年 2 月 15 日「法務省法務総合研究所国際協力部 御中 裁判の IT 化に関する法制度の報告書」TMI 総合法律事務所 pp. 1-141

2023 年 12 月 20 日 生命保険論集第 225 号「保険約款の解釈について」山本哲生 北海道大学大学院法学研究科教授 pp. 1-105

2025 年 4 月 30 日 一橋法学 第 24 巻 第 1 号「テクノロジーによる法律専門職の構造変革ーリーガルテック・ALSP のビジネスモデルがもたらす法務 DX の行方」小林一郎 一橋大学大学院法学研究科教授 pp. 1-35

2025 年 6 月 27 日 日本保険学会 第 253 回 関東部会 ②「高額医療と経済的毒性」IMRI 保険医学総合研究所 佐々木光信医師 Resume-Sasaki pp. 1-34

2025 年 7 月 29 日 市川中央老壮塾「最新の膵臓癌検査・治療:hinotori」ーCOrona Virus Infectious Disease 2019(コロナウィルス感染症 2019 年型)ー松井淳一医師 pp. 1-31

参考文献 (III)

「**尨寿記念 加藤由作博士論文集**」編集責任者 木村栄一 1970年11月30日 定価2000円 全362頁 海上保険論 III 海上保険参考書解説 (三)英国

海上保険論 345

(三) 英 国

英国海上保険法の理解には他国法に於けるよりも一段と沿革的研究が必要である。蓋し同法には自然発生的、因果的分子が多いからである。他国法に於ても保険法史的研究は大事であるが、英国法に比すれば寧ろ間接的である。即ち前者にあつては一定の時代に於て總ての編成替を行ふから従来は何うであつても現在の規定はかうであるといふ形式的な理由が一通り有効であるが、後者に於ては従来のもをそのまま現在に持ち込み、非現代的な部分を補正して行くといふやり方であるから、従来がかうであつたから現在かうなつてゐるといふ前と反対論理が成立つ場合が多い。従て英国海上保険法の研究を判例のつき止めまでの実務的な程度に止め置くといふならば別のこと—我国従来海上保険学者の研究はこれが多い—徹底的に研究したい人々は、須らく Marine Insurance の Text の現代版のみならず、前時代版、旧版にまで漸次に遡つて、由つて來つた所以を明かならしむべきである。

(1) 現役的参考書

Lazarus : The Law relating to Insurance of Freight, 1915. **Huebner** : Marine Insurance, (New York) 1920. **Winter** : Marine Insurance, (New York) 2nd ed. 1929. **Hard** : Law and Practice of Marine Insurance relating to Collision Damages, 1930. **Poole** : Marine Insurance of Goods, 2nd ed. 1930. 書名の示す通り本書は専ら積荷保険に關してだけの説明であるが、海上保険の主要原理は船、貨共通であるから、一般海上保険の研究書としても意義がある。然し殊に積荷保険の研究に格別の参考となることは言を俟たぬ。Chalmers (by Stevenson) : Marine Insurance Act, 1906, 1932. Chalmers 氏の名著を Stevenson 氏が現代版としたものである。**私は本書を読んで Chalmers は英国人に似合はず理論的に鋭い学者であるとの印象を受けた。**本書の翻訳として、加藤正道訳、英国海上保険法、大正九年が出てゐる。**Gow** (by King-Page) : Marine Insurance 1931. 本書は Gow 氏の旧版を単に増補したものであるが、本書の優秀性に就ては旧版時代既に定評があつた。たゞ文章が多少読みづらい。尚旧版に対しては椎名幾三郎訳、ガウ博士海上保険、大正十一年がある。**Templeman** (by Greenacre) : Marine Insurance 1934. これは Templeman 氏の旧小著を Greenacre 氏が書き直したもので、Templeman の改訂版といふよりも、別著と稱してもよい位である。旧版に対しては加藤正道訳、テンブルマン海上保険、大正十四年があり、新版に対しては葛城照三訳、テンブ

海上保険論 346

ルマン、グリーンエーカー海上保険、昭和十三年がある。**Dover** : Handbook to Marine Insurance 4th ed. 1936. 尚訳書、橋本犀之助訳、ドーバー海上保険、昭和四年がある。**Eldridge** : Marine

Policies 3rd ed. 1938. **Arnould**: Marine Insurance 1924. 2 Vols. **何といても英国海上保険法研究の第一標準書はこれである**。本書は千八百四十八年初版以来十二版を重ね、実際の執筆者も少くとも三回変ってゐる。即ち左の通りである。

一版 1848 (Arnould)、二版 1867 (同上)、三版 1866 (Mclachlan)、四版 1872 (同上)、五版 1877 (同上)、六版 1887 (同上)、七版 1901 (de Hart and Simey)、1909 (同上)、九版 1914 (同上)、十版 1921 (同上)、十一版 1924 (同上)、十二版 1939 (Simey & Mitchison)。これによると三版と七版と十二版とに於て執筆者が変わったから、特にこれ等の版に就て研究すれば得るところが多からう。

(2) 主として沿革的に意義あるもの

先づ十九世紀までの英国海上(及び火災)保険文献史便覧といった便利なものがある。即ち **Blackstock** : The Historical Literature of Sea and Fire Insurance in Great Britain 1574-1810 これである。英国に於て最古の海上保険論著といへば **Malynes** : Lex Mercatoria 1622 であらう。その歴史的価値は別とし、今から思へば幼稚なものである。次に古いものは **Molloy** : De Jure Maritimo 1676. であるが、十七世紀には以上二冊だけである。十八世紀になると、**Magens** : Essay on Insurance 1755. **Parker**: Law of Shipping and Insurance 1775. **Weskett**: A complete Digest of the Theory, Laws, and Practice of Insurance 1781. **Park** : A system of Marine Insurance, 1787. (第一版) 等が出来てゐるが、第一のものには当時の保険論の外、昔より各地に於て発布又は使用された海上保険関係の法令又は約款の英訳が出てゐる。第三の Weskett は一の保険彙集であつて、上掲の Blackstock は十八世紀中に出版された保険書中最も興味ある書物であると賞めてゐる。最後の Park の著書は 1842 Hildyard の改訂版まで八版出てゐるが、その中で例へば保険証券解釈原理の一として「被保険者の利益を計り、商業の発達を促進することは保険の重大なる目的であるが、保険証券はかゝる目的を達するに適當なる様寛大に解すべし」といった様な現代的に見ても極めて確かりした意見を述べてゐる。**十九世紀になると**、いよいよ英国海上保険の隆盛期となつて**有名無名の著書が続々世に現はれた**。中でも **Beawes** : Lex Mercatoris, 1813. **Marshall**: On Insurance, 3rd. ed. 1823. (アメリカ版あり)、**Benecke**: Principle of Indemnity, 1824 (ドイツの部参照)、**Duer** : On Marine Insurance (New York) 1845-6. **Phillips**: On Insurance (Boston) 4th ed. 1854. **Parsons**: On Insurance, (Boston) 1868. **Lowndes**: On Marine Insurance, 2nd ed. 1885. **McArthur**: On the Contract of Marine Insurance, 2nd ed. 1890. 等有名である。

(3) 海上保険史

Martin : History of Lloyd and Marine Insurance 1876. **Fayle and Wright** : A History of Lloyd's 1920. 何れも類書中、最も内容の充実せるものである。

(4) 約款関係のもの

英国に於てはロンドン海上保険会社協会(Institute of London Underwriters)より絶えず新約款を發表し、海運又は貿易の新事態に即応して保険の引受を為さんことに努めてゐる。従て實際的研究にはこれ等の新約款が發表される毎に直ちにこれ入手研究することが大事である。これが配給は **Witherby & Co., London が年十志**で引受けてゐる。而してかゝる實際的研究は保険業に従事する者に取つては是非必要であるが、**学生の如き一般的学理又は素養の修得を目的とする者には無理である**。然し一定期間を置き発行される「現行英国海上保険約款収録」(Reference Book of Marine Insurance Clauses 15th ed. 前掲社発行)は是非手許に置き、これに就き海上保険の動態的研究を怠らぬ様心掛けねばならぬ。尚かゝる研究には **Dover の Student's Analysis of Insurance Cluses 5th ed. 1936.** は良案内書で是非熟読すべきである。

(5) 判例集、雑誌

判例集としては古い事件ならば Aspinall's Reports of Marine Cases. 新しいものならば Lloyd's List of Law Reports を参照すべきである。雑誌にも色々あるが、Post Magazine & Insurance Monitor, Fairplay 等有益である。

海上保険論 347

(四) フランス

フランスも一時、海商国として海上保険の研究も仲々盛んであり、世界的学者も輩出したが、少くとも海上保険に関しては今や過去の遺蹟を見る感がないこともない。よつて左に真に代表的で、基礎的研究に資するものゝみを掲げることにした。報告者註：以下著者名のみ転記する。

Cleirac (1661) Emerigon (1783) Meredith (1850) Pardessus (1825-45) Valéry (1897) Ripert (1930) de Smet (1934)

海上保険論 348

de Smet があるが本稿執筆者には Ripert の著書の方が優秀であると思はれる。**一氏の学識は海上保険のみならず、海商一般、民法にまで及んでゐるが、真に敬服すべき学者である。**

(昭和一五年九月九日)

(商学研究の葉 所載)

葛城照三著「海上保険論集 第1巻」1977年1月10日 定価 1,800円 268頁

序 文

私が過去に種々の学術図書・雑誌に発表した海上保険その他の損害保険に関する論文のうち、理論上又は実務上、今でも参照の価値があるのではないかと思われるものがある。これらの論文を1冊にまとめておくことは、私自身にとってはもちろん、私の過去の論文を読みたいと思われる方々のためにも、極め

て便利ではないかと考える。

そこで、私の過去の論文を集録し、海上保険論集と題して、3 巻に分けて出版して頂くことにした。第 1 巻には、英国海上保険法の解釈原理を中心とする諸論文を収録し、第 2 巻には、損害保険会社や貿易商社の社員から実際問題について質問を受け、それに対して回答した契約解釈に関する諸論文を主として収録した。又第 3 巻には、海上保険問題、火災保険問題の論文のほかに、資料として、オーストラリアの Marine Insurance Act, 1909/1966 の全訳と The People's Insurance Company of China(中国人民保険公司)の英文積荷保険証券の解説を収録した。

この論集 3 巻の出版をお引受け下さった財団法人損害保険事業研究所専務理事小池貞治氏のご好意に対し、厚くお礼を申し上げる。

昭和 51 年 11 月 20 日

葛 城 照 三

凡 例

1 船舶保険普通保険約款、貨物海上保険普通保険約款及び火災保険普通保険約款が正式の名称であるが、本書では、それぞれ、船舶保険普通約款、貨物保険普通約款及び火災保険普通約款と略称した。

2 この 3 巻に集録した論文は、それぞれ、長年にわたって、種々の記念論文集や学術雑誌に単行論文として発表したものであるので、旧稿のままでは重複する部分がある。そこで旧稿の重複部分はなるべく削除するように努めたが、各章ごとの論文だけでその章の論述を理解して貰うために、重複する記述を旧稿のまま残したものが随所にあることを了承していただきたい。

3 「**早稲田商学**」に発表した論文では、海上保険について知識のない学生を対象とした論文であるので、損害保険会社や貿易商社関係の読者にとっては**百も承知の保険約款や保険用語の解説を付加**していることを了承していただきたい。

4 なるべく当用漢字、現代仮名遣い及び現代送り仮名のつけ方によるように努めたが、これに従わないものもある。例えば損害「填」補、保険の目的の「暇庇」、「曳」航、「拿」捕及び入「渠」などは、当用漢字にないが、本書ではこれを使った。

5 MIA. S. 15 は英国の Marine Insurance Act, 1906 の第 15 条の略である。

第 1 巻の序文

戦前、わが国の海上保険実務家がとって来た英文海上保険証券の解釈方法は、解釈の必要が起こった場合、その度ごとに英国の 1906 年海上保険法や英国判例をもって来て、これを常識的に解説して、海上保険実務に適用しようとする傾向が強かった、**と言われている**。海上保険を法律的にではなく商学的に

研究する学者も同様な傾向をもっていた**といえる**。英法にも言及していた名著加藤由作博士著「海上危険論」(昭和 7 年)、「海上損害論」(昭和 10 年)及び「海上被保険利益論」(昭和 12 年)、瀬戸弥三治(ママ)博士著「海上保険体系(全 3 巻)」(昭和 6 年～10 年)及び今村有博士著「海上保険契約論(全 3 巻)」(昭和 15 年～昭和 17 年)は、海上保険を商学的にしか研究していなかった海上保険研究者や実務家には、海上保険を法律的に研究した天下の名作であるにもかかわらず、**必ずしも高く評価されなかった**。

商業常識をもってする海上保険契約の解釈は、往々にして保険経営の便・不便に支配され、時として英法に精神に合致することもあれば、又わが商法の精神に合致することもある、いわば便宜主義の解釈であり、英法の真正な解釈ではない。

終戦後、外国貿易の復活が待望され、昭和 24 年末、損害保険料率算定会海上保険約款委員会が Cargo Policy の印本文の標準様式を制定するや、海上保険業界の青年社員の間には、頓に、英国海上保険法(成文法のほかに、判例、保険約款、慣習を含む。)の研究が盛んになった。原書がなかなか手に入らないので、青年社員の研究の手弓になったものは、拙著「海上保険研究—英法における海上危険の研究—(全 3 巻)」(昭和 24-25 年)、東京海上企画室訳註「海上保険の解説」(昭和 26 年)(この原書は The Institute of London Underwriters, Institute Handbook on Marine Contracts, 1946)、鈴木祥枝氏著「海上保険と共同海損の実際」(昭和 26 年)、拙著「英文積荷保険証券の解説」(昭和 26 年)であり、少し下って拙訳「アーノルド海上保険(全 6 巻)(昭和 31～33 年)(Arnould on the Law of Marine Insurance and Average, 14th ed., 1954)であった。

今や、海上保険関係の職場の青年社員の英法研究心の旺盛とその研究の進歩は見るべきものがある。このことは、時々「損害保険研究」その他に載る青年社員の研究論文で分かる。

法学部出身者以外の青年社員は、海上保険の法律的研究には、なかなか入りにくい。特に英国海上保険法研究においてそうである。法学部出身者でも、英法専攻者でないと、英国海上保険法研究は必ずしも容易でない。**海上保険関係の青年社員で英法専攻者以外の諸賢は、英国海上保険の原書や和書を読む前に、本書、特にその第 1 章を熟読することをおすすめしたい。**

さて本書に収めた論文の発表先と発表年を示すと次の通りである。

第 1 章「英法における海上保険契約の解釈原則」は、拙著「海上保険研究—英法における海上危険の研究—」(上巻)(昭和 24 年 11 月)の第 1 編第 4 章の改訂版である。上記第 1 編第 4 章は、「英法における保険契約の解釈原則」と題して、「早稲田商学」(昭和 18 年 6 月号～19 年 9 月号)に 5 回にわたって掲載したものをそのまま転載したのであるから、最初の発表以来 33 年を経ている。その間、英国では、多くの保険法や海上保険法関係の図書の新版又は改版が出ているので、これらを参考として、このたび旧論文を全面的に改訂したのが、本書の第 1 章である。

第 2 章「英国海上保険法上未決定の問題」は、大林良一博士退官記念保険論集(昭和 40 年 6 月)に寄稿した論文であり、第 3 章「英米海上保険法上の若干の相違点」は、末高信博士古稀記念「保険学の論理と

現実」(昭和 40 年 3 月)に、又第 4 章「連続損害の場合における英法の変則性」は、今村有博士古稀記念「損害保険契約の基本問題」(昭和 42 年 2 月)に、第 5 章「連続事故の場合においてわが海上保険約款上保険者が填補すべき全損の内容」は、損害保険事業研究所創立 40 周年記念損害保険論集(昭和 49 年 3 月)にそれぞれ寄稿した論文である。

6

第 1 章ないし第 4 章は、専ら英法関係のものであるが、第 5 章はわが保険法上の論文である。もっともここでも英法上の取扱に触れてはいる。

第 6 章「危険普遍の原則から見た自然成行き説」は、損害保険研究第 33 巻第 2 号(昭和 46 年 5 月)に寄稿した論文である。ある危険の避け難い結果として他の危険が誘発され、前の危険と後の危険の両危険又はいずれかの一方の危険に因って損害が生じた場合—私の言うところの「諸原因の結合」に因って損害が生じた場合—には、自然成行き説はこれを適用できないことを、英国の判例に即して解説したので、英法にも関係がある。

第 7 章「**P. Samuel & Co. v. Dumas** 事件(船主の船底穿孔事件)の批判」は早稲田商学第 248 号(昭和 50 年 2 月)に寄稿した論文で、この判決が誤判であることを論じたものである。**英国では、判決の誤判を論じて 3 文の価値もないから、誰も論じない。**この事件でも、最高裁判所の判決が出ると、早速英国海上保険業界はこの判決の適用を排除する保険約款を作成した。

最後の第 8 章「英文積荷保険証券における鼠の危険と保険者の責任」も、早稲田商学第 212・213 合併号(昭和 45 年 1 月)に寄稿した論文で、1885 年の運送契約事件である Pandorf & Co. v. Hamilton、Fraser & Co. 事件の判決とこの判決の海上保険契約への適用を論じたものである。

7

以上

庭田範秋「新保険学総論」

経済学博士

商学博士

庭田範秋著

は し が き

「歴史は繰り返す」とは、まさに一面の真理を突いている。あれこれとさまざまな分野の書物を読み綴っていく過程でも、このことを経験するのである。つまりかつて、しかも大分以前に書かれた書物の中の文言にして、しかも現在の社会情勢や人々の生きざまに、あまりに見事に適応するものがあって、時代の隔たりなどを瞬間忘れさせてしまうほどなのである。例えば「凡(すべ)て青年に限らず『社会生活』のただ中に立つ者、殆んど寄生虫ならぬはなはなし、社会は特色異才を悪み、之(これ)を食い去る、之に処する者何時の間にか寄生虫となり了(お)わる。凡(およ)そ寄生虫となると、全く社会と苦戦して斃ると、其の間

には極めて大なる天地のあれども、世界滔々の人、十に八九は寄生虫となり、まれには社会を憤慨して返て己を焦く者あり。大悟徹底、能(よ)くかの天地に逍遙する者に至りては少なし、……」と。これは国木田独歩(「武蔵野」の著者として有名)の明治 26 年 2 月の作「欺かざるの記」の一部の文章なのである。

もう一つ例示しよう。「無学無識は、それが富といっしょになったときに、初めて人間を墮落させます。貧者はみずからの貧困や窮迫に拘束され、彼にとっては、その仕事が知識の代わりになって彼の思想を働かせます。これに反して、学識の無い富者たちが単におのれの娯楽に生きるのみで、家畜となんらえらぶところもないのは、日々、人々の見かけているとおりです。……彼らが財産と閑暇とを、あらゆるもののうち最も大きな価値を自分に与えてくれるもののために利用しなかったという非難が加えられます」。かの有名なショーペンハウエル(石井正訳)の中の「読書と書籍とについて」(1851 年刊)の書き出しの文言なのである。文中での「最も大きな価値を自分に与えてくれるもの」とは、読書、それも社会的評価の定まった書物を読むことを指すのは、疑いのないところである。彼をして今日あらしめば、「なにが『日本人よ、お金を使いなさい』だ!」、なにが『レジャー時代だ!』」と叫ぶであるに違いない。

では現在ではどのようなことが言われているか。「独創性がもし民族の素質として無ければ、もう大学も必要ないし、一所懸命学生に教えてもしようがない」、「兄弟が少なくなって、親が暇になったものだから、子供の世話ばかりする。それだから、人間的にはまったく成長しないまま大学に入ってくるわけで、人生観がないわけですから、結局いちばん手近なお金とか権力とかいうものに憧れてしまうわけです。独創性など伸びっこありません。……新世界に貢献できる新しい技術を日本から次から次に出していくのは、やはり独創です」。この前の引用部分が司馬遼太郎(作家・「竜馬がゆく」などの著者)、後のが西澤潤一(東北大教授・半導体の世界的権威)の発言である(「文藝春秋」第 68 巻第 6 号、平成 2 年 5 月の中の「日本人と独創性」についての両氏対談)。**世間の人々、企業戦士、そして学生諸君**、人生の目的を真に価値あるものに置いて、まず若きエネルギーと豊富に持てる時間を読書に向けよう。そしてそのことでおのずから養われてくる創造性をフルに生かして、**社会の向上と文運の進展に尽くそうではないか**。

さて保険は、今日では“福祉性”を多かれ少なかれ内蔵している制度とされて、他の一般の産業や事業とは若干色合いまたは感触を異にするといわれている。もとより保険も現代では、そのほとんどは保険企業の手によって営業として扱われている関係から、単純にその福祉性を信ずるのは危険であり、むしろ“営業性”を大きく浮き立たせて、事業経営的視角と見地を徹底的に重んずる把握姿勢はきわめて根強く、また広範に及んでいることは事実である。だがそうはいっても、仮に現在の、そしてわが国の各種保険のあり方や実現しようとしているところを仔細に分析・検討してみると、きわめて熱心に営業性を追求して、それにのめり込んでいるようにみられるものの、どこか一点・一脈であたかも涼風に譬えられるような福祉性の存していることに気付くのである。この福祉性の流れているがゆえに、保険をとりわけ新時代産業として期待したり、現代の最高にして最後の資本主義段階、その意味では末期的・世紀末的自由社会にあって、たとえばこれから到来するであろうゆたかな社会、なんとしても到来させなければならない福祉社会の構想にあって、きわめて重要で、際立って注目を浴びつつ期待されるポストを、予定され、割りふられることになるのである。保険は資本主義的とか営利事業とか、利潤追求産業とか儲け仕事とかといった単純な制度でも、事業でもない。一方では福祉性保険という文言が登場したり、別に相互扶助理念、

助け合いの仕組み、そして遂には総合生活保障事業、社会保障補完産業とまで言われ、とにもかくにも評価を受けるに至ったのである。

本書は、主に新進の若き世代、次の時代を担うべく期待されている諸人・諸士・諸賢に向けて書かれた一種・独特の“保険学教科書”である。現代保険の基礎知識を得てもらうことを主たる目的としている。よってできるだけ平明簡易に保険に関する理論を解説し、論述したつもりである。だがいかに簡潔を心掛け、解しやすく努めたとしても、そもそも保険制度は複雑であり、よって高度な知識商品・頭脳商品といわれるほどで、また保険の種類も、保険の及ぶ経済活動の領域も多数・広範であって、それらを一応触れつつ述べきるということは、並大抵の仕事ではなく、どうしても一応のボリュームになってしまうのであった。本書は保険の初心者にとっても読みやすく、入りやすくはあるだろうが、だからといって“はす読み”や“飛ばし読み”には向かないし、より以上にそうされたくはないと願う。

歴史的に言えば、保険は損害保険から始まり、生命保険と続き、新種保険へと至ったのである。異常に遠い昔に保険の起源・発生を求める者も無くはないが、やはり資本主義経済の草創期に求めるのが妥当であろう。以来、保険は若干の浮き沈みはあったものの、大局的には発展に発展を続け、今日は隆盛の極に達したとしてもよい。膨大な数の保険種目がそれこそ波に乗ったがごとくに売れていき、つまり需要され続けて、ここに保険ブームなる現象が到来し、いささか奇異に思えるほどなのである。まず生活と経営をめぐる危険・リスクの爆発的増加そして深刻化が、新しい保険を次々と生み出し、それらが盛んに求められ続けたのであった。次いで人口構成の高齢化・超高齢化の現象が挙げられるであろう。財政窮迫・財政危機の叫ばれて伸び悩んでいる公的保障・社会保障を補足し、補完し、場合によっては代行し、代替するものとしての私的保険・個人ならびに企業保険が、ここでブームにならぬはずはないのである。さらに保険を活用・利用しての金融機能の遂行、財テクや節税の諸行為なども、保険の働き場を格段に広め、独特に深めたのであった。諸条件が連携・共鳴し合っただけの保険時代の幕開けであり、保険社会の到来となったのである。これから 21 世紀に向けて、そして 21 世紀の初頭の時期は、早くから保険がまさに主役となって脚光を浴びることであろう。

私は、「保険とは、家庭ならびに企業が、経済的保障を達成するための予備貨幣を、社会的形態で蓄積する制度であって、多数の経済主体が提携し、確率計算に基づく合理的な分担額の拠出をその方法とする」（のちに若干の修正、本書本文中にあり）と捉え、まず第 1 章では「保険の学問」を解明した。ここでは保険学のあり方を広域的に追求し、経済学の発展過程の中で保険がいかに扱われたか、また別に保険学の発展過程の中で経済学がどのように生かされていったかなどを考求したのであった。そこには保険は経済的制度にして、保険学は経済学との関わりのもとに形成されるべしとの考えが、確固として置かれているのである。

第 2 章では「保険の歴史」が述べられている。そこではどのような精神的土壌の上に保険が登場し、定着していくかを述べた後、一旦誕生した科学的な保険が資本主義経済ならびに社会の変化・変転、発展・向上と、つまり時代の歩みや移り変わりの中で、どのように生成していったかを追ひ、そして述べているのである。その過程で各種の保険が顔を出してきていて、同時に原始的形態の保険または類似保険制度としての共済にも触れられている。

第3章では「保険の構造」を解き明かす。これがいわゆる保険の仕組みといわれるもので、保険料、保険資金、保険金と順を追って論述しながら、この間に給付・反対給付均等の原則、収支相等の原則なる二大基本原則を始め、各種の原則にもペンが及ばせている。そのほか保険類似制度にも触れて相互比較をしたり、保険のさまざまな基準による分類を試みたり、さらに保険の限界といわれるところにも踏み込んで論説した。総じて保険の構造の分析・究明で、実際に社会にあって動き、機能している保険そのものを理解できたり、生かして使うことが可能となろう。

第4章では「保険の経営」について述べた。これが一般にいう保険経営論とか保険経営学とかとされるもので、保険経営の理念に続き、保険の各部分に互る経営管理論、そして保険経営の環境問題へとペンを運んだのであった。ここでとくに注意して論じられたことといえば、従来よく言われた保険の本来的機能‘本質的機能にして第一義的機能とされるものと、派生的機能・付随的機能にして第二義的機能とされるものとの、最近における関係変化の問題であった。前者が保障的機能、後者が金融的機能なるものである。一体、この二つの機能はどのような関係において把握され、理解されるべきであろうか？ これこそ現代保険学の最大にして緊急の課題なのである。

第5章は「保険の政策」を述べかつ明らかにする部分である。競争原理が保険界にも導入されて、業界内競争のみならず業界外競争すなわち業際競争が激化しだすにつれて、この保険をいかに指導・監督、規制・統制して国民経済と国民生活により良く役立たしめるか、適正迅速に発生問題を処理せしめるか、保険の企業経営と大衆利用の真の姿をどこに置くべきかなど、幅広く行政展開と政策推進の見地から探究したところである。

第6章 すなわち終章では「保険の将来」を考えてみた。そこでは生命保険分野に現在みられる諸変化、損害保険分野に現在みられる諸変化とを詳述した後で、保険学の今ある問題を見極めつつ将来のあるべき姿を求めたのであった。この章は保険の基礎理論の記述よりは、実際問題の分析そして整理に主力が注がれているところである。いわゆる保険における“今”と“これから”の具体的問題がおおかた洗い出され、書き尽くされているとしてよいであろう。

このような趣旨のもとにペンが取られ、かかる内容をもって書き上げられた本書なのである。一見、保険経済学の書物とはなろうが、実は保険社会学としての要素も多量・豊富であろうと思っている。それというのも保険制度のような国民生活に密着し、社会環境に深く関わり、人々とりわけ庶民とか大衆とかとされるそのところに経済的保障の達成なる機能をもって広く関わっていく制度であれば、社会学的な理論接近は欠かせなくなってくるであろう。これを言うならば「保険学は経済学と（そこには当然のこととして経営学が内蔵される）、社会学との二つの視角から分析されつつ、二つの要素をもって組み上げられ、その内容もまた二つの理論が融合され、二つの学理の一体的融解を経て完成をみるものである」となるであろう。これからの保険学は大幅に社会学に傾斜していくであろうと信じ、本書「保険学教科書」はその第一歩または一里塚としても、保険学界や保険業界、保険学者や保険実務家、とりわけ新進にして将来の保険学と保険業を担い、開拓してくれるであろう学生諸君に認めてもらえるのではないかと強く信ずる。

本書の誕生には実に多くの方々のお力添えをいただいた。かつて筆者＝庭田をご指導下さった多くの忘れることのできない諸先生、また研究と生活のさまざまな面でご協力やご援助をいただいた沢山の各界の方々のご恩もこれまた決して忘れることができない。さらに過去において幾多の拙著を出版して下さい、今また本書の出版を引き受けて下さった慶恵通信株式会社、同社社長滑川和男氏、ハードな仕事としての校正その他一切の諸務を担当そして処理してくれた尾池淑子氏にも、厚く謝意を表させていただきたい。また私事に類することながら、家庭にあって生活上の雑事ことごとくを処理して今日まで共に歩んでくれた妻芳子にも、合わせて感謝の心を述べるものである。とはいえ長い間、そして今後とも筆者のつたない講義を聞き、保険学の勉強に参加してくれる学生諸君こそ、真に筆者を支えて力づけてくれる者であった。限りない期待を諸君にかける。保険学と保険事業の新世紀は、間違いなしに諸君の努力によって開かれるであろう。本当に有難いことである。

平成 7 年 8 月 蝉しぐれの晩夏

著 者

「人はその天職を終了(おわ)るまでは不減なるがごとし」(リビングストン)

第 1 章 保険の学問

1. 経済学としての保険学

.....

保険学の展開過程を見てみよう。

(1) 約款解釈論に主力を置いた時期

保険という制度が著しく社会の一般通念から分離していて、特殊な学問分野として孤独な領域に閉じこもっていた古い時期には約款解釈を中心とする法律論の尊重された時期でもあった。とりわけ海上保険約款をめぐるこのことが行われ、そしてイギリスの保険学が概してこの点での有力・貴重な成果を挙げたのであった。

(2) 料率論に主力を置いた時期

(3) 商品開発論に主力を置いた時期

(4) 経営論に主力を置いた時期

(5) マーケティング論に主力を置いた時期

(6) 金融論に主力を置いた時期

(7) 情報科学論に主力を置いた時期

2. 経済学の中の保険(I. 古典学派とマルクス経済学)

3 経済学の中の保険(2. 効用理論と近代経済学)

4. 保険学の中の経済

...

過去より現在まで、きわめて多くの保険学説が誕生し、消滅した。あたかも保険学者の数ほどに、保険学説は発生し、主張された。だがその多くはただ単に「保険とは」と述べただけで、その後が続いて展開される理論とはほとんど無縁であるのであった。これでは単なる“言いつぱなし”にして、“思いつき”の域を出ないであろう。極言すれば、保険学にとって“無用のもの”に過ぎないであろう。このような観点から群生した保険学説を整理すれば、たとえなんでも保険本質論・保険の定義・保険学説として評価されたり、生き残れるものは、さして多くはないであろう。ここに保険学の書物があるとして、その内容をこの一点において支え、その内容がそれを原点として展開され、それを主柱として矛盾なく整理されて体系づけられ、各方面へ向けて論述された諸理論が、収斂(しゅうれん)(収縮・収束・集束)されて主柱を成すところに、保険の本質はあるのである。

保険学説の発生と展開には、ある程度の方が向が見られるであろう。

- (1) 法律的な定義から経済的な定義へ。
- (2) 保険の契約関係的なものから、保険の組織・制度的なものへ。
- (3) 損害説的なものから非損害説的なものへ。
- (4) 保険金の場合での定義から“保険料と保険金”の流れをみての定義へ。
- (5) 事後的考察から事前的考察をも込めた全体的考察へ。
- (6) 微視的把握から巨視的把握へ。
- (7) 主観的立場のものから客観的立場のものへ。
- (8) 心理的加入動機的なものから貨幣操作的なものへ。
- (9) 個人的観点的なものから社会的観点的なものへ。
- (10) 二元説から一元説へ。
- (11) 保険者側に立つ定義から被保険者側に立場に立つ定義へ。
- (12) 損害保険中心型から全保険包括的なものへ。
- (13) 危険ならびに損害の発想から保障ならびに福祉の発想へ。
- (14) 保障・補償専一の立場から貯蓄金融をも兼ねた立場のものへ。

それぞれの本質論の明滅の中で、上記のような流れがその都度発見できるであろう。それは同時に、今日までの保険そのものの歩みをも意味するものである。保険をめぐる現実の現象をみれば、保険学説の動きが分かる。保険学説の変遷を分析・検討すれば、そのときどきの保険の実態が知れる。

損害填補説は、海上保険に対する法律的解釈から生じたもので、生命保険とりわけ生存保険や年金保険

には妥当しない。また相互扶助の協同組合保険、所得再分配の機能を果たしつつ扶養性・扶助性の発揮をも考えている各種の社会保険にもまた妥当はしない。ただこの説の今日まで主として損保部門、したがって損保業界で珍重される理由は、保険での“利得禁止”と“道徳的危険防止”に、この説ほど役立つものはないからである。“実損填補”の原理や方式もこの説から導きだされる。

...

以下省略

平成 7 年 9 月 10 日 初版

定価 2900 円

著者 庭田範秋

版權所有 慶應義塾

発行人 滑川和男

発行所 慶應通信株式会社

東京都三田 2-19-30

[全 279 頁]



https://www.youtube.com/watch?v=LOH1rqN_xaM



<https://www.gloucestershirelive.co.uk/news/history/changing-names-gloucestershire-streets-through-6124674>

Residential Warehouses



<https://www.gloucesterdocks.me.uk/gloucester/gloregen/residential.htm>



<https://www.gloucesterdocks.me.uk/gloucester/details/glodetailsnorth.htm>

Mr. Baron Alderson, in delivering judgment, said that it was of great importance that the true principle on which damages in such a case were to be estimated by a jury should be correctly laid down and promulgated, and the Court, having taken time to consider, were of opinion that the true principle was, that where a party has entered into and broken a contract he should be answerable only for those damages which naturally flowed from, and were consequent on, the breach, and for nothing more, except in cases where the parties contracting may be reasonably supposed to have contemplated some greater and more extensive measure of damages.

Gloucester Journal 25 Feb 1854

<https://www.gloucesterdocks.me.uk/gloucester/warehousemap.htm>

以前英法の専門家に東大図書館他に通り詰めて「全文」を完成されたと伺ったが、判決の「本文」は今世紀になって BAILII に公開されたい。

Hadley & Anor v Baxendale & Ors [1854] EWHC Exch J70 (23 February 1854)

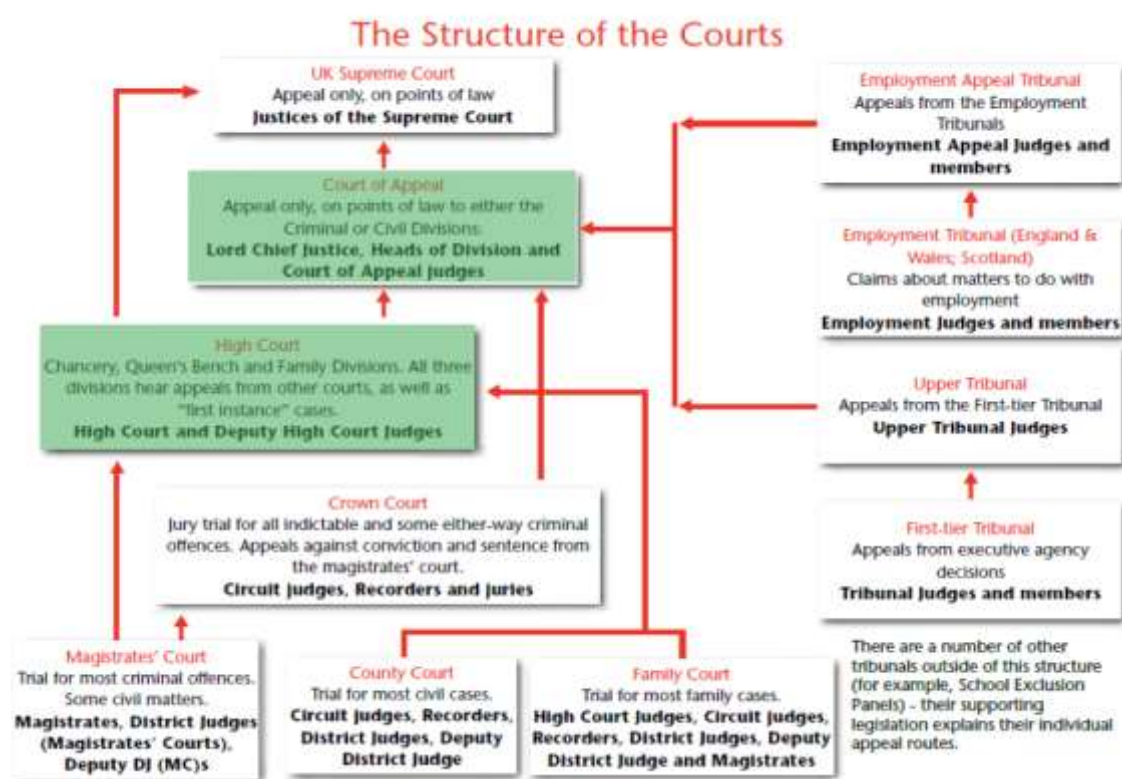
URL: <https://www.bailii.org/ew/cases/EWHC/Exch/1854/J70.html>

Cite as: (1854) 9 ExCh 341, 156 ER 145, (1854) 9 Ex 341, [1854] EWHC Exch J70

<https://law.justia.com/cases/foreign/united-kingdom/9-ex-ch-341-1854.html>

邦文の最新解説に「ハドレイ対バクセンデール再読」(Hadley v. Baxendale Revisited : a Fixed Star in an Unfixed State) 川元主税 名城法学 / 名城大学法学会 [編] 68 (3・4), 27-154, 2019 がある。これは全 128 頁の大部のもので英訳が望まれる

https://law.meijo-u.ac.jp/staff/contents/68-3_4/6803_0402_kawamoto.pdf



<https://www.judiciary.uk/wp-content/uploads/2012/08/courts-structure-0715.pdf>